

### Ⅲ 農業の持続的な発展に関する施策

#### 1 望ましい農業構造の確立に関する施策

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、生産性の高い農業を展開するため、営農類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備、農業経営の規模拡大その他農業経営基盤の強化に必要な施策を講ずることとし、「農業経営基盤強化促進法」に基づく市町村の「農業経営基盤強化促進基本構想」の見直しを促進し、地域ごとに効率的かつ安定的な農業経営を明確化するとともに、同法に基づき農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者等に対する農地の利用集積、必要な資金の貸付け等の措置を講じた。

##### (1) 認定農業者等意欲ある担い手の育成・確保

###### ア 経営改善に向けた支援の強化

- (ア) 認定農業者等担い手の育成、農地の利用集積、新規就農者の確保・育成、女性・高齢者の活動の促進等に向けた施策の一体的・総合的な推進を図る観点から、中期的なビジョン・目標や年度活動計画を策定するための体制整備を実施した。
- (イ) 市町村に設置されている経営改善支援センターを中心として農業改良普及センター、農協、農業委員会、農地保有合理化法人の役割分担を明確化し、これらの連携強化を通じて経営の発展段階に対応した総合的な支援活動を推進した。
- (ウ) 地域の実情に応じた担い手像を明確化するため、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想の見直しを促進した。
- (エ) 認定農業者組織の活動強化を通じ、認定農業者間の相互調整を基調とした地域分担、作業の共同化等の計画策定とその実践を推進した。
- (オ) 認定農業者等を対象に、複式簿記の地域別講習会、フォローアップ講習会を

はじめとして、簿記記帳指導推進活動を実施し、経営管理能力の向上を図った。  
(カ) 認定農業者の経営展開を支援する農業経営基盤強化資金、認定農業者育成推進資金等の円滑な融通、債務保証の着実な推進を行うとともに、農業者の経営革新に向けた多様な取組を支援する総合融資対策の推進を図った。

###### イ 農地の利用集積の推進

市町村ごとに設定した農地流動化目標の達成に向けて、関係団体・機関が流動化情報を共有・一元化し、関連事業の組合せや実施時期、役割分担等を明らかにした市町村事業連携計画を策定し、同計画に基づく総合的な農地流動化対策を実施した。

###### ウ 経営安定のための負債対策の実施

農家負担軽減対策として、農業経営の改善を積極的に進めようとする農業者に対し、農家負担軽減支援特別資金、自作農維持資金（リリーフ資金、再建整備資金）について、金利負担の軽減を図るための利子助成等の措置による特別融資を行うとともに、農業経営基盤強化資金について、融資枠の確保等を行った。

##### (2) 経営構造対策事業の創設

望ましい農業構造を確立するため、地域全体の取組として新規就農の促進、認定農業者の育成、女性・高齢者の活動の助長等担い手となる経営体の確保・育成と地域農業の変革に必要な施策の整備等を総合的に行う経営構造対策事業を創設した。

本事業においては、①複合アグリビジネスの導入、②地域ぐるみでの新規就農のバックアップ、③リースによる経営体の育成、④女性・高齢者の営農活動の促進等に係る活動を支援した。

事業効果の着実な発現に向け、農業者等関係者の自主的な合意形成に基づく担い手への農地集積、認定農業者の育成、遊休農地の解消等の数値目標の設定、その達成に向けた計画・プログラムの策定及び目標の達成状況の評価を行うとともに、採択時における費用対効果分析を導入した。

また、補助対象メニューは、担い手となる経営体の育成に直結するものとし、華美・過剰な施設整備を防止するため、メニューごとに客観的基準（上限コスト

等)を設定した。

## 2 専ら農業を営む者等による農業経営の展開に関する施策

専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進した。

### (1) 家族農業経営の活性化

(ア) 畜産経営における経営継承の円滑化を図るため日本型畜産経営継承システムの構築を推進した。

(イ) 新規就農者による円滑な経営継承を図る観点から、各種補助事業による施設・機械の整備と農地保有合理化事業との組合せによるリース農場の設置を推進した。

(ウ) 家族ひとりひとりが意欲を持って農業に取り組み、経営に参画できる環境づくり等を促進する観点から、地域段階の活動等を検討する協議会の開催、夫婦セミナーの開催、啓発資料の作成等を行った。

### (2) 農業経営の法人化の推進及び農業生産法人の活性化

#### ア 農業経営の法人化の推進

法人経営の発展、労働環境の改善のための調査・分析を行い、法人化に適した経営指標を作成するとともに、これらの経営情報を効果的に普及するシステムを構築した。また、畜産経営の法人化等に伴う既存施設の高度利用のための施設・機械等の整備を行った。

#### イ 農業生産法人制度の見直し

担い手の経営形態の選択肢を拡大するとともに、農業生産法人の活力ある農業

経営を実現するため、「農地法」の改正により農業生産法人の一形態としての株式会社形態の導入を含む農業生産法人の要件の見直しを行った。

併せて、これに伴う様々な懸念を払拭するための措置を総合的に講じた。

## 3 農地の確保及び有効利用に関する施策

国内農業生産に必要な農地の確保を図るため、農振法及び農地法の適切な運用を通じ、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保を図った。また、農地の効率的な利用を促進する観点から、市町村段階の取組、農地保有合理化事業の活用等による効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の解消等の施策を実施した。

### (1) 新たな農業振興地域制度の円滑な運用の推進

平成11年に改正された農振法に基づき、平成12年3月に、優良農地の確保等に関する基本的な施策の方向を示すとともに、農用地区域内の農地の面積、農業振興地域の指定の基準等を明らかにした「農用地等の確保等に関する基本指針」が策定されたことを踏まえ、同指針の内容を周知徹底し、同指針を踏まえた都道府県による「農業振興地域整備基本方針」及び市町村による「農業振興地域整備計画」の改定を促進するとともに、新制度の円滑な推進のため、事例集を含むマニュアルを作成した。

また、法定化された農用地区域の設定・除外基準等を普及・定着させ、農業振興地域制度の公平・適正な運用がなされるよう、ガイドラインを作成・配布し、新制度の円滑かつ適正な運用を推進した。

### (2) 担い手への農地の利用集積の推進

市町村ごとに設定した農地流動化目標の達成に向けて、関連事業を総合的に実施する仕組みを整備した。また、市町村段階の農地保有合理化法人による農地流動化推進に向けた取組を強化した。

#### ア 市町村段階における総合的な農地流動化対策の推進

- (7) 市町村ごとに設定した農地流動化目標の達成に向けて、関係団体・機関が流動化情報を共有・一元化し、関連事業の組合わせや実施時期、役割分担等を明らかにした市町村事業連携計画を策定するとともに、同計画に基づく総合的な農地流動化対策を実施する農地流動化地域総合推進事業を創設した。
- (4) 認定農業者等の担い手への農用地の利用集積が促進されるよう、集落段階において、農地流動化推進員が出し手の農用地を受け手に結び付けるための調整活動等を行った。また、認定農業者等の担い手に一定以上の農用地の利用集積を図った農用地利用改善団体等に先導的利用集積促進費を交付するとともに、認定農業者を核とした農作業受託組織を育成し、認定農業者への作業委託等による農用地の利用集積を促進した。
- (9) 都道府県段階に協議会を設けることを推進し、都道府県・市町村の農地保有合理化法人の連携体制の整備を推進した。
- (1) 農地保有合理化法人が有する農地の中間保有・再配分機能等を効果的に活用して担い手への農用地の利用集積を促進する各種農地保有合理化事業を再編・統合により簡素化し、事業実施主体、都道府県の事務処理を効率化することを通じて円滑な事業推進を図るとともに、農地の受け手の年齢要件を緩和した。
- #### イ 農地流動化に資する支援策の充実
- (7) 大区画ほ場整備等担い手の育成に資する基盤整備事業を推進するとともに、これらと一体的に無利子資金の貸付け及び促進費の交付等を実施する担い手育成基盤整備関連流動化促進事業を拡充し、耕地利用率の向上、畑利用水田の担い手への集積の成果に応じて促進費を交付する制度を創設した。
- (4) 担い手の育成に資する草地等の総合的な整備及び無利子資金の貸付けを行うとともに、連担化等を推進する担い手育成草地流動化促進事業を実施し、担い手への草地の利用集積を図った。
- (9) 効率的・安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を確立するため、担い手への農地の利用集積等を事業実施地区全体共通の目標として設定し、担い手となる経営の確保・育成に資する施設を整備する経営構造対策事業を実施した。
- (1) 農地の権利移動許可の要件となっている下限面積につき、農林水産大臣の承

認を受けることなく、地域の担い手の実態に応じて、都道府県知事の判断により設定できるよう「農地法」を改正した。

- (4) 土地改良区等において、農業水利等に関する情報の整備を行い、農家間の水利調整等を実施することにより、農地の利用集積を支援した。

#### ウ 多様な担い手による農作業の受委託の促進

認定農業者、認定農業者を核とした農業者組織、集落営農、農協や市町村が参画した第3セクター、農作業の受委託を専門的に行うサービス事業者等作業受託の担い手を幅広く確保し、これらの多様な担い手による農作業の受委託を促進した。

#### (3) 耕作放棄地の解消に向けた対策の実施

農地の効率的な利用の促進を図る観点から、耕作放棄地の解消等に向けた対策を実施した。

#### ア 市町村段階の活用計画の策定とそれに基づく対策の推進

地域の自主性・創意工夫の発揮を通じた遊休農地の解消実践活動を促進するため、市町村による遊休農地活用計画の策定を促進するとともに、遊休農地の解消に資する各種事業との連携を図りつつ、農業的利用の推進を図るための土地条件の整備等を行った。

#### イ 遊休農地実態調査の実施

遊休農地の有効活用計画の策定等のため、遊休農地の土地条件別（ほ場整備状況、荒廃の程度等）の賦存状況の実態を調査した。

#### (4) 優良農地の確保の現状

以上の施策や農業生産の基盤の整備に関する施策等の実施により、平成22年における農用地区域内農地面積として417万haを見込んでおり、集团的農地や土地基盤整備事業の対象地等の優良農地の減少傾向に歯止めをかけることを目標としている。なお、優良な農地である農用地区域内の農地の面積は、直近の平成12年において430万haとなっている。

#### 4 農業生産の基盤の整備に関する施策

良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、「第4次土地改良長期計画」に基づき、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産基盤の整備に必要な施策を推進した。

##### (1) 地域の立地条件に即した整備の推進

###### ア 平場地域における基盤整備

基幹的農業水利施設の整備が実施されてきた広域の農業地域において、地域の状況に応じて策定した整備構想に基づき、計画的・重点的に事業を実施することにより、高生産性優良農業地域の維持・育成を図った。

(7) 農業用水の確保及び水利用の安定と合理化を図るとともに、水田の汎用化に資する観点から、ほ場条件の整備の前提である基幹かんがい排水施設の体系的な整備を進めるため、国営かんがい排水事業を実施し、都道府県営かんがい排水事業の実施の推進等を行うほか、特に、食料の安定供給の確保を図るため、優良農業地域における複数の基幹的水利施設について最適な整備年次計画を策定するとともに、農業水利施設の計画的・機動的な整備・更新を実施し、広域の優良農業地域の持続的な保全を図る食料供給広域基盤確立対策を推進した。

また、農業水利施設の整備と併せて、農業用水の有する農業集落の防火、消流雪、農機具等の洗浄、景観形成、親水、生態系・水質保全等の地域用水機能を維持強化することにより農業水利施設を保全するための非農家も含めた支援体制を構築する基幹水利施設更新支援対策を推進した。

このほか、緊急に広域的かつ総合的な水資源の開発を図るため、水資源開発公団においてかんがい排水施設の建設事業(6地区)を実施した。また、造成された施設の管理事業(15地区)を実施した。

(4) 大区画ほ場の整備及び地域の実情に応じた水田の汎用化を推進し、基盤整備

を契機とした担い手への土地利用集積の着実な推進を図るとともに、麦・大豆等の作付けの集団化等を促進するため、耕地利用率の向上、畑利用水田の集積の成果に応じて促進費を交付する制度を創設した。

また、水田汎用化のニーズによりきめ細かく対応するため、麦・大豆等の土地利用型作物の生産に取り組む地域を対象とした排水対策と土づくり対策等の強化・充実と、集約型作物等の生産に取り組む地域を対象とした水田の高度利用に資する事業の推進を図った。

このほか、平成11年10月1日をもって廃止された農用地整備公団から緑資源公団に承継された農用地総合整備事業及び農用地等緊急保全整備事業を実施した。

###### イ 中山間地域における基盤整備

(7) 地域の特性を生かした高付加価値農業等の展開のため、中山間総合整備事業によりきめ細かな基盤整備と生活環境の整備を計画的・総合的に推進した。

また、広範にわたる農地の整備により計画的な土地利用の秩序化を図る国営農地再編整備事業を推進した。

(4) 棚田地域等において営農の継続を通じた多面的機能の確保を図るため、地域の実情を踏まえた簡易な整備等を実施する棚田地域等保全整備事業の創設や都道府県が行う基金造成に対する助成など棚田地域等保全対策を推進した。

###### ウ 畑地・草地の総合整備

(7) 北海道における畑地農業の振興を図るため、かんがい排水事業、区画整理事業等を総合的に行う畑地帯総合土地改良パイロット事業を実施した。

(4) 畑地帯における担い手農家の経営の改善、安定化を図るため、地域の営農形態、ニーズに応じて、必要となる畑地かんがい施設、農道及び区画整理等の整備を総合的に行う畑地帯総合整備事業を実施した。また、新たな麦政策に対応するため、良質麦生産に取り組む麦作地帯を対象に、その基礎となる土壌及び排水条件の改良を機動的に推進した。

(7) 生産性の高い集団的な優良農用地の確保を図るため、農用地の開発・整備等を行う畑地帯開発整備事業を計画的に実施した。

(4) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展を図るため、担い手への草地集積を図りつつ、草地・農業用施設等の総合的整備を行う草地畜産基盤整備事業

及び畜産基盤再編総合整備事業を実施した。

(ウ) 農業構造の改善の方向に即して、主産地の形成を図りつつ、農業経営の拡大を図るため、国営農地開発事業の継続事業を効率的に実施した。

(カ) 国営干拓事業については、継続1地区の事業を実施した。なお、中海干拓事業については、島根県と協議した上で、本庄工区の干陸中止を決定した。

#### エ 農産物物流の効率化を図るための農道整備

ほ場における高生産性農業の促進とともに、物流拠点・ネットワークとのアクセスの改善による農産物物流の効率化等を図るため、農道の整備を推進した。

### (2) 農地等の保安全管理の推進

#### ア 農地等に係る総合的な防災対策

農地・農業用施設等の災害発生の未然防止及び機能回復により、農業生産の維持を図るとともに、国土資源の保全に資するため、防災ダム、ため池等整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備、農地の保全に係る海岸の整備等を国営総合農地防災事業、直轄地すべり対策事業、直轄海岸保全施設整備事業並びに補助事業で実施した。

特に、近年の局地的豪雨等による災害の多発を踏まえ、老朽化が著しく、重大な災害を引き起こす恐れがあるため池の防災対策の重点化を図るために、緊急性に基づき策定した指標により、土地条件・立地条件に即した計画的な整備を実施した。

#### イ 土地改良施設の管理保全

国営造成施設のうち高度の公共性を有する施設について、直轄管理事業、広域農業水利施設総合管理事業、県管理費補助事業及び基幹水利施設管理事業等を推進した。

また、国営造成施設管理体制整備促進事業については、農業水利施設の持つ多面的な役割の発揮等のための地域における適切な取組を促進する観点から、都道府県による管理体制整備計画の策定等を通じて、国営造成施設等の管理を行う土地改良区等の管理体制整備を支援する管理体制整備型を創設するとともに、施設の運転操作に関する技術習得を通じて管理技術の向上を支援する操作体制整備型

の採択要件の拡充を行った。

### (3) 環境との調和に配慮した整備の推進

農村における生態系の保全、良好な景観形成、水質の保全などについて、国民の関心が高まっている中で、農業生産基盤の整備に際して、施設の構造や材料に計画上及び設計上の工夫を加えたり、工事施工面で工夫するなど、環境との調和に配慮した整備を進めた。

特に、環境保全型農業を指向している地域を含む一定の流域において、流域の水質保全に資するため、農業水利施設の更新と併せて自然の有する浄化機能を活用した水路等を一体的に整備する事業を創設し、モデル的に実施するとともに、農業用水の持つ地域用水機能の増進活動の一部として水質管理等の活動を強化するための助成を行った。

また、水質の保全、自然環境の保全等、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備手法の検討のほか、かんがい排水事業等が生態系に与える影響を把握しつつ、実際に工事施工を行う際に講ずるべき環境保全措置の検討を行った。

### (4) 効率的な事業の実施

新規採択時に適切な事業の費用対効果分析を実施したほか、審査項目を明確化したチェックリストを導入し、再評価システムの着実な推進を図ることにより、事業の効率的執行と透明性の確保を推進した。

さらに、事業が完了した後、一定の期間を経過した原則として全ての国営土地改良事業等について、事後評価を本格的に導入するとともに、地域用水環境整備事業の採択に当たり費用対効果分析を試行的に実施した。

### (5) 土地改良負担金対策の実施

農地の利用集積に積極的に取り組む地区等に対する助成金の交付や償還金の繰延措置に加え、土地利用率向上や、麦・大豆等の作付けの団地化等に積極的に取

り組む地区について、既着工事業に係る土地改良負担金の償還の円滑化を図った。

## 5 人材の育成及び確保に関する施策

効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業に関する技術の普及事業等を実施し、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上を図るとともに、新たに就農しようとする者に対する研修等を通じた農業技術及び経営管理手法の習得の促進、資金の融通等の施策を実施した。また、国民による農業に対する理解及び関心の醸成を図るとともに、将来の農業者の確保・育成を図る観点から、学校内外における農業体験学習の機会の充実等の施策を実施した。

### (1) 新規就農の促進

次代の農業経営を担う人材を育成・確保していくため、就農に関する情報提供や相談活動のほか、「技術の習得」、「資金の手当」、「農地の確保」という就農時の課題に対応し、新規学卒の農家子弟に加え、他産業からの転職、農外からの新規参入等多様化が進む就農希望者について、個々の経歴等を生かした就農が実現できるようきめ細かな支援策を講じた。

#### ア 就農に関する情報提供・相談活動の展開

職業としての農業への関心の高まりに対応し、平成11年度に農業等就職相談コーナーを設置した公共職業安定所とも連携し、以下の施策を講じた。

- (7) 農業委員会や地域農業改良普及センター等の有する地域情報を集約し、全国レベルで個人や企業等に対する農地や研修等就農関連情報を発信するとともに、相談活動を行う新規就農ガイドセンター及び就農希望者支援センターの活動を支援した。
- (4) 都道府県青年農業者等育成センター、都道府県新規就農ガイドセンター等において、就農支援資金の貸付け等の関連施策と一体的に、就農希望者等に対する就農相談及び情報提供の実施を推進した。
- (9) 新規就農対策に積極的に取り組む市町村等の地域において、就農希望者を対

象とした現地説明会の開催等を支援した。

- (エ) 就農希望者を受け入れる農業法人等の情報を収集・提供することにより、実践的な農業経営の体験を通じた経営感覚に優れた農業経営者の養成を推進した。
- (オ) 多様な担い手の育成・確保を図るため、中高年齢者等の幅広い就農希望者への農業・就農に関する情報提供、技術指導等を実施した。

#### イ 新規就農者の円滑な技術習得

基礎研修から現地定着まで、段階に応じた農業技術・経営研修事業を体系的に実施した。

- (7) 「就農準備校」を運営する団体、都道府県、企業等で構成される協議会等の推進体制の下、民間団体による大都市圏での就農準備校に対する助成を引き続き行うとともに、都道府県による地方都市での設置に対する助成を行った。
- (4) 道府県農業大学校等の養成、研究及び研修の各部門において、農家子弟、Uターン者、法人就農希望者等多様な就農形態に対応した研修教育の実施とこれに必要な施設整備を行うとともに、指導職員の資質向上のための研究活動を推進した。
- (9) 市町村、農協等が就農希望者の現地定着を支援するために行う、生産現場段階の実践的な研修コースの開設・運営を支援するとともに、先進的農業者等による受入研修の実施体制を整備した。
- (エ) 地域ぐるみでの新規就農者の受入れを行う場合に必要な研修・宿泊施設の整備を行った。
- (オ) 就農後の青年農業者組織が行う機材の改良等のプロジェクト研究を通じた自主的な研修活動を支援した。

#### ウ 新規就農者が必要とする資金の融資

新規就農者の就農ルートの多様化に対応して、新規就農者が必要とする資金を適切に融通するため、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」等を改正し、就農支援資金制度を拡充するとともに、当該無利子資金をはじめとした新規就農者に対する各種資金制度による総合的な融資の仕組みを整備した。

- (7) 就農支援資金を拡充し、研修等就農の準備に必要な資金に加え、新たに、施設の設定、機械の購入等に必要資金の貸付けを行った。

(イ) 新たに貸付対象とされた施設の設置等に係る就農支援資金については、都道府県青年農業者等育成センターに加え、農協、信連、銀行その他の金融機関が貸付けを行うことができることとした。

(ロ) 農協、信連、銀行その他の金融機関が貸し付ける場合における就農支援資金について、新たに農業信用保証保険制度の対象とし、資金を借り受ける際の信用力の補完措置を講じた。

(ハ) 就農支援資金の拡充と併せ、農業近代化資金、農地等取得資金の据置期間を5年以内に延長する等の拡充を行った。

#### エ 新規就農者による円滑な経営継承

離農農家、規模縮小農家の経営基盤の継承先として、新規就農者が期待されることにかんがみ、農地の確保、施設・機械の整備、家畜の導入等、初年度投資が大きく多様な準備が必要な畜産を中心に、以下の経営継承の円滑化のため施策を講じた。

(イ) 我が国の実態にあった日本型畜産経営継承システムを構築するため、研修牧場の整備、研修プログラムの策定、研修受入先牧場の認定・登録、公共職業安定所を通じた情報提供、後継者不在農家の意向把握、多様な継承方式に沿った資産継承の仲介等を行うとともに、離農跡地及び後継者不在農家の畜舎等継承資産の補改修等を行った。

(ロ) リース機械・施設の整備に係る各種補助事業と農地保有合理化事業を活用したリース農場の設置を推進した。

(ハ) 新規就農者による経営継承を円滑に行うため、地域の離農・規模縮小等の動向を把握するための意向調査等を実施した。

#### オ 新規就農の現状

新規就農青年数は、直近の平成10年において11.1千人となっており、農業を職業の一つとして見直す機運や自然志向の高まり、さらには新規就農促進に向けた各種支援策の効果等により近年増加傾向にある。

## (2) 農業教育の振興

農林水産省及び文部科学省の連携の下、小中学生の農業に対する理解を深める

とともに、子どもたちの「生きる力」をばぐくむため、「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」の推進を図るなど、学校内外における農業体験学習の機会の充実を図るとともに、青年農業者の育成に関する取組を推進した。

#### ア 小中学生の農業に対する理解の増進に向けた取組

(イ) 地域における農業体験学習を推進するため、新たにモデル市町村における農業関係機関と教育関係機関の連携の下、小中学生の農業体験学習の場の設定及び学習の取組を支援した。

(ロ) 都道府県や地域農業改良普及センターにおいて、農業体験学習の指導者の登録、農業体験を行う子ども達のグループづくり、農業・農村の理解のための副読本の作成、学校教員に対する研修会の開催等を行うほか、新たに農業体験に関する図画コンクール等の啓発活動等を行うことを支援した。

(ハ) 子ども達の体験活動等に関する情報提供を充実するため、グリーンチャンネル等において農業に関する番組を提供するほか、全国の市郡単位程度に1カ所を目標に、簡便な情報誌の配布、電話相談等を行う「子どもセンター」の設置を推進した。

(ニ) 農林水産省と文部科学省が連携し、子どもが夏休みに自然の中で親と離れて2週間程度の長期宿泊体験を行う「子ども長期自然体験村」を設置し、農作業等の勤労体験、自然体験等の機会を提供した。

(ホ) 子ども達が農村の自然の遊びに親しむとともに、農業に対する理解を深めることができるよう、農林水産省と文部科学省が連携し、子ども達が豊かな遊びを体験できる農業用水路の登録、利用促進、整備等を行う「あぜ道とせせらぎ」づくりを推進した。

(ヘ) 全国47の推進地域において、農業体験等を含む中学生の職場体験等の組織的な推進を図るキャリア体験等進路指導改善事業を実施した。

#### イ 青年農業者等の育成に向けた取組

(イ) 農業高校生等の先進農家等における体験を含め、高校生のインターンシップ（就業体験）を推進するため、全国フォーラムを開催するとともに、地域農業改良普及センターによる受入農家の情報提供等を行った。

(ロ) 道府県農業大学校と農業高校の連携の下、教育手法や交流の在り方等に関しての研究活動を行ったほか、農業大学校において高校生を対象に農業の実務実

習の体験等を行う「緑の学園」等、就農意欲や職業観の醸成のための取組を推進した。

## 6 女性の参画の促進に関する施策

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が農業経営に参画する機会を確保するための環境整備と、女性による農業に関連する起業活動の促進等の施策を講じた。

### (1) 男女共同参画社会の形成に向けた総合的な支援

都道府県、市町村の各段階で農村における女性の農業経営及びこれに関連する活動への参画を促進するとともに、農村女性が持てる能力を十分に発揮できる環境整備を進めるため、女性農業者の参画の促進に係る中期的なビジョン・目標、年度活動計画等を策定し、この達成に向けた夫婦セミナーの開催等の啓発活動等を実施した。このほか、農産物の加工等の女性農業者の活動の促進と農家労働の軽減を併せ持つ女性農業活動支援施設を整備する等の措置を講じた。

### (2) 女性の参画の促進に向けた効果的な普及活動の展開

女性農業経営者の能力向上のための経営管理研修等の開催や家族農業経営における経済的地位の向上及び役割の明確化を促進するとともに、新たに、男女共同参画社会の形成に向けた普及活動マニュアルを策定する等農業改良普及組織を通じた効果的な普及活動を展開した。

### (3) 女性の農産加工等の活動の促進

農業改良資金において、女性が行う農産加工等の活動を一層支援するため、貸付対象に関する要件を緩和した。また、女性農業者等が家族農業経営で経済的地

位及びその役割を明確化し、部門経営を新たに開始する際に必要な資金の貸付けを行った。

### (4) その他女性の参画の促進に資する施策

農村女性の過重労働の解消を図るための農業労働の改善、高齢者や非農家等の地域内労働力の活用等による、労働負担の総合的な改善に向けた取組を引き続き実施した。また、女性の高齢者介護に係る負担の軽減に資するホームヘルパーの育成や高齢者の自立した活動の支援等を行うほか、女性農業者に対する農業機械の安全研修の強化、女性にとっての操作性にも配慮した農業機械等の開発等を行った。このほか、全国各地の農山漁村における女性の起業活動等に関する情報提供と、起業等農村で活動する女性のネットワーク化、若い女性の農山漁村への定着を促進した。

### (5) 女性の参画の現状

上記各種支援策の効果等により、農業関連女性起業数が近年増加傾向にあるなど、女性の農業分野における参画が進んでいる。

## 7 高齢農業者の活動の促進に関する施策

地域における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができるよう、高齢農業者の農業関連活動を促進するとともに、農協等の行う高齢者支援活動を強化するなど農村における高齢者福祉対策を積極的に推進した。

### (1) 高齢者の農業関連活動の促進

経営施策・事業の実施に当たり都道府県、市町村の各段階で一本化した新たな推進体制において、地域の実情に応じた多様な担い手として、高齢農業者がその有する技術や能力を生かし、生きがいを持って行う農業関連活動を推進するため、



高齢者対策の円滑な実施等を内容とする中期的なビジョン・目標、年度活動計画等を策定した。

また、高齢者が行う地場農産物の生産・加工、農業技術指導等に資する高齢者農業活動支援施設等の整備や資金の貸付けを行うとともに高齢者の自立的な活動を支援する体制の構築を進めた。

このほか、毎年10月を「農山漁村いきいき高齢者月間」と位置付け、その期間を中心とした農山漁村高齢者対策に関する啓発活動等への取組や普及職員の指導能力向上を図るための研修等を実施するとともに、高齢者の農業関連活動を推進するための普及手法のマニュアルの策定に向けた検討を行った。

また、これら対策の推進等により、農業生産活動や地域社会活動分野において高齢農業者のグループによる活発な活動が報告されている。

## (2) 農村における高齢者福祉対策の充実

農村の高齢者福祉等における農協等の役割を適切に発揮するため、農協ホームヘルパー等の養成、マニュアルの普及指導等を引き続き実施するほか、新たに介護保険制度下における農協の介護活動に必要な組織づくりのための事例集等の作成等に対する支援を行った。

さらに、高齢者が安心して住み、生きがいをもって活動できる農山漁村づくりのための生活環境の整備、地域に根ざした助け合い組織の育成、地域住民によるボランティア活動の推進のための既存施設のバリアフリー化等を引き続き実施した。

## 8 農業生産組織の活動の促進に関する施策

地域における効率的な農業生産の確保に資するため、集落営農の推進、公的主体の農業生産活動への参画促進等、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動を促進した。

### (1) 集落単位の営農システムの発展と安定化

集落を単位とした営農システムを構築し、効率的かつ安定的な経営体への発展を促進するため、必要な農業施設等の整備等を実施した。

### (2) 公的主体による農業経営への関与

地方公共団体が、農業生産法人の構成員となり、出資という形で支援できるように「農地法」を改正し、地域農業の安定的担い手の育成に積極的に関与できるようにした。

### (3) 農作業受託組織の育成

担い手が不足している地域を中心に、市町村農業公社等が行う農作業受託活動を円滑に進めるための体制整備、市町村農業公社等の活動を通じた担い手育成を支援した。

特に、畜産農家において、飼養規模が拡大しており、飼料生産に係る労働負担の軽減を図るとともに、大型機械化体系の導入による作業の効率化、低コスト化が求められていることを踏まえ、コントラクター（飼料生産受託組織）を育成していくとともに、既存のヘルパー組織、コントラクター等の統合を図るため、必要な施設機械の整備を推進し、効率的な支援体制を確立した。

## 9 技術の開発及び普及に関する施策

農業並びに食品の加工及び流通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の推進等を講じた。

### (1) 技術開発の重点的・効果的な推進

基本法に基づき、農業に係る技術の研究開発目標を明確化する等の観点から策定された「農林水産研究基本目標（平成11年11月1日農林水産技術会議決定）」に即し、技術開発を重点化するとともに、研究、行政、普及組織を含めた関係者共通の具体的目標を掲げ、それを達成するために必要な具体的戦略を分野ごとに設定した。また、これに基づき、生産面で抱える諸課題に的確に対応し現場を支える技術やバイオテクノロジー等革新技术の開発を図るため、以下の施策を講じた。

#### ア 現場を支える技術開発の強化

国産麦の民間流通への移行を円滑に行えるようにするため、地域特性に応じた高品質麦の育成、品種特性に応じた地域別高品質安定多収栽培技術の開発、麦類の利用技術の開発等を柱とする「麦新品種緊急開発プロジェクト」を引き続き推進した。

また、機械化収穫に適した大豆品種の育成や飼料特性に優れた稲発酵粗飼料用イネの開発、馬鈴しょやてん菜等普通畑作物の省力生産技術の開発等を引き続き行った。

併せて、行政上の要請に迅速・的確な対応ができる特別研究の拡充を図った。このほか、麦、大豆等の優良品種の早期育成等を図るため、都道府県の試験研究機関における高精度分析機器等の整備を行った。

なお、現場を支える技術開発の強化の成果の一例として、平成12年度においては、農林水産省の新品種として15作物27品種が育成されている（平成12年12月末現在）。

#### イ 基礎的・先端的研究の強化

(ア) イネ・ゲノムの解読・特許化をめぐる国際競争が激化していることから、産学官の連携の下、イネ・ゲノムの重要な部分の塩基配列の解読を先行的に実施するとともに、有用遺伝子の単離・機能解明、育種手法の飛躍的効率化・高度化を図る技術の開発を促進した。その結果、塩基配列については全体の5.5%を解読・公開し、有用遺伝子15個を単離・特許申請中である（ともに平成13年1月現在）。イネ・ゲノム研究、動物ゲノム研究の加速化を図るために研究設備の充実を図った。

(イ) 農林水産業及び関連産業の競争力の強化を図るため、生物系特定産業技術研

究推進機構を活用し新事業の創出が期待される遺伝子、微生物等の研究分野における技術開発を民間委託により実施するための出資を行うほか、遺伝子組換え農産物の安全性に関する科学的知見の蓄積及び安全性評価手法の高度化、的確な情報の提出等を充実・強化した。

(ロ) 多種類の食品摂取を基本とする日本型食生活の特性に着目し、新たな機能性食品の開発等食品産業の活性化に資するため、食品素材の組合せによる生体調節機能の解明、複数の機能性成分間の相互作用の評価等に関する研究を行うとともに、その加速化のために、研究設備の充実も図った。

(ハ) 競争的かつ機動的な研究資金の配分を可能とする特別研究及び提案公募方式により行う基礎研究を拡充した。

#### ウ 環境研究の強化

(ア) 環境と調和した資源循環システムを構築するため、家畜排せつ物、木質系廃棄物等の有機性資源の革新的リサイクル技術（メタン化、メタノール化、炭化等）の開発等を実規模で実証試験するとともに、持続性の高い農業生産を推進するため、肥料・農薬等による環境負荷を低減する革新的技術の開発、現場に適合した技術の体系化及び環境への影響を定量的に評価する手法の開発も引き続き行った。

(イ) 農林水産業における内分泌かく乱物質の影響実態の把握、環境中での動態解明、農林水産生物への作用機構の解明を行い、これらの知見に基づいた同物質の分解・無毒化等による影響防止技術を開発するとともに、新たに、ダイオキシン類について、農耕地等の汚染地域からの移行動態等の解明及び効果的な移行・拡散防止技術の開発を行った。

(ロ) 地球温暖化の主要原因の一つである二酸化炭素の収支の解明に資するため、我が国の森林及び海洋による二酸化炭素固定量を高精度に評価する手法の開発を行った。

#### エ 研究成果の移転強化と民間研究の促進

(ア) 共同研究を通じて国と民間がそれぞれ有する研究成果と開発能力を相互に生かすため、双方が研究課題を提示し相手先を広く募集する仕組みによる産学官連携のための研究枠を拡充した。

(イ) 国立試験研究機関の研究成果の実用化を促進するため、国立試験研究機関と

の連携の下に民間の研究開発能力を活用した実用技術の開発を推進するほか、ベンチャー等の持つ研究開発能力を活用して新事業の創出に資する技術開発を引き続き推進した。

- (9) 農林水産業に係る試験研究に関する情報の収集・整理を行うとともに、超高速ネットワークを活用した農学情報資源システムにより民間等に幅広く研究成果情報を提供した。また、国の試験研究の成果の特許化及び取得した特許の民間における利用・実用化を引き続き促進した。

#### オ 国際共同研究の推進

- (7) 地球規模の食料・環境問題に対応するため、東南アジアにおける穀物収穫後の損耗低減技術の開発や熱帯林再生のための技術の開発等発展途上地域との共同研究を推進した。
- (4) 北方圏における作物生産の安定化や環太平洋温帯林の持続可能な管理に資するため、先進国との共同研究を拡充した。

#### カ 研究基盤の強化

- (7) 効率的な試験研究の推進に資するため、農林水産省の試験研究機関及び研究課題について、海外からの研究者を含む外部評価者による評価等を引き続き実施した。
- (4) 農林水産業に係る研究基盤を拡充するため、生物遺伝資源の収集・保存等を行う農林水産ジーンバンクを充実した。
- (9) 情報処理技術の高度化及び試験研究の効率的な推進を図るため、農林水産省研究ネットワークのシステム更新を行った。また、画像その他の大容量情報を高速に処理するための施設整備を行った。

#### キ 普及組織との連携強化

研究と普及組織との連携を強化するため、研究員による現場指導への参画を推進し、国立研究機関における普及職員に対する研修を実施した。また、都道府県が定める普及事業の実施方針を踏まえて行われる試験研究に対する支援を行った。

#### ク 研究体制の再編整備

平成13年度からの国立研究機関の独立行政法人化に伴う研究体制の再編に向けた検討を進めた。

#### (2) 効率的かつ効果的な普及事業の推進

担い手となる人材の育成及び確保等を基本とし、対象者の重点化及び農協等との役割分担の下での地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の効率的かつ効果的な推進を図った。また、効率的かつ効果的な普及事業を展開するため、各都道府県に外部評価の仕組みを導入していくこととしており、4県において、その試行のための調査検討を実施した。

#### ア 都道府県による協同農業普及事業の実施方針の策定

「農業改良助長法」に基づき、新たに策定された協同農業普及事業の運営指針を周知するとともに、同指針に即した都道府県の実施方針の見直しを促進した。

#### イ 普及事業の対象者及び課題の重点化

- (7) 普及事業の対象者の重点化を図る観点から、農業者の技術・経営改善等に係わる個別支援活動の高度化や地域農業のまとめ役となる人材への支援を推進した。

- (4) 農業者のニーズにこたえた普及事業の展開の観点から、水田農業経営確立に向けた麦・大豆等土地利用型農業の確立を進めるために、技術・経営両面からの濃密な普及活動等を推進した。

#### ウ 普及事業の高度化・効率化のための活動体制の整備

- (7) 技術や経営の高度化に対応するため、研修の充実強化、資格試験等の見直しに係る普及職員資格試験制度等検討会の開催等を通じて普及職員等の資質向上を図るとともに、税理士等民間専門家の活用を支援した。
- (4) 高度で効率的・効果的な普及活動を推進するため、地域農業改良普及センターと担い手等とを結ぶ普及情報ローカルネットワークの整備等活動体制を整備するほか、ITの農業利用のための講習会を緊急に開催した。

#### 10 農産物の価格の形成と農業経営の安定に関する施策

消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、大豆、砂糖・甘味資源作物、加工原料乳等主な品目ごとに価格に関する施策を見直すとともに、農産物の価格の著し

い変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を実施した。

#### (1) 品目ごとの価格政策の見直しと経営安定対策の導入

価格政策の見直しとともに、品目別に経営安定対策を講じた。

##### ア 米

需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を2本柱とする「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」に即して各種の施策を推進した。

また、平成12年産の作柄及び最近の需給・価格動向にかんがみ、緊急に米の需給と稲作経営の安定を図る観点から、平成12年9月28日に「平成12年緊急総合米対策」を決定し、その着実な実施を図った。

(7) 米の生産調整については、11年産米の作柄及び直近の需給・価格状況を踏まえ、平成12年度の生産調整目標面積は、平成11年度と同規模の96万3千haとして実施し、生産調整の円滑かつ実効ある推進を図るため、水田農業経営確立対策を一体的に実施した。

(4) 生産者の抛却と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和するための補てん金を交付する稲作経営安定対策を推進した。

特に平成12年産から、最近の米の需給・価格をめぐる状況を踏まえ、現行の基本的枠組みを前提としつつ、臨時応急的措置として拡充対策を実施することとし、①相当の繰越資金がある者に対するメリット措置、②平成12年産の補てん基準価格の算出方法の特例、③稲作を主とする認定農業者に対する補てん割合の引上げ、④一定の要件を満たす計画外流通米の対象への追加等の臨時特例措置を講じた。

なお、本対策についての生産者の意向を把握するため、稲作農家に対する意向調査を実施した。

(9) 備蓄水準の適正化を図るため、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく「生産及び出荷の指針」及び「米穀の需給及び価格の安定に関す

る基本計画」上、政府買入数量より販売数量を大きくするとともに、実施の販売数量が計画未達となった場合の実際の買入数量は計画数量から販売未達数量を差し引いた数量とするという備蓄運営ルールを平成11年産米の政府買入に適用する等の措置を講じた。

この結果、平成12年産米の政府買入について、備蓄運営ルールどおりに20万トンとし、その銘柄ごとの政府買入比率は、銘柄ごとの計画出荷量の50%以内とした。

##### イ 麦

(7) 国内産麦については、需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進するため、民間流通への円滑な移行とその定着を図った。

(4) 民間流通への移行に際し、生産者の経営安定等を図る観点から創設された麦作経営安定資金について運用を図った。

##### ウ 大豆

需要に応じた良品質大豆の生産拡大に資する観点から、大豆の交付金制度を見直すこととし、「大豆なたね交付金暫定措置法」等を改正・施行した。

(7) これまでの不足払制度に代えて、銘柄ごとに市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価により助成するシステムとした。

(4) 価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下額の一定割合を生産者の抛却と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」を創設した。

##### エ 野菜

(7) 野菜の価格の安定を図るため、指定野菜価格安定対策事業について、交付予約数量の増加、野菜指定産地の追加、指定消費地域の拡大等を行うとともに、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業について、交付予約数量の増加、対象市場の追加等を行った。

(4) 天候等による価格低落時や一時的な需給変動による価格低落時等に産地廃棄等の緊急需給調整を行った生産者に対し、交付金を交付した。

(9) 野菜供給安定基金がキャベツを契約生産し、価格高騰時の売渡に備える事業等を実施した。

## オ 砂糖及び甘味資源作物

需給事情等を反映した価格形成が行われるよう改善するとともに、砂糖の価格競争力の強化を通じて需要の維持・増大を図る取組を推進するため、「砂糖の価格安定等に関する法律」等の関連法制度の改正を行った。

(7) 調整金と交付金により国内産糖への助成を行う仕組みや最低生産者価格制度を維持しつつ、算定方式の改善、国産原料糖の入札の仕組みの導入等により、需給事情等を反映した価格形成が行われるような仕組みに移行した。

(4) 砂糖の価格競争力の回復と需要の維持・増大を図るため、砂糖の卸売価格の引下げを図る関係者の取組を支援した。

(9) 国産糖企業及び精製糖企業の再編・合理化等を推進した。

平成12年度においては、以上の施策の推進に加え、輸入粗糖の関税の撤廃、輸入糖調整金の時限的減額措置等により、着実に価格の引き下げが図られている。

## カ 果実

(7) 果実の需給・価格の安定を図るため、果実生産出荷安定基金協会において、加工原料用果実の安定供給を図るための補給金を交付するとともに、果実加工品の調整保管等に必要な資金の造成を行った。

(4) うんしゅうみかん、中晩かん、りんご、ぶどう、キウイフルーツ、もも、なし及びかきについて、全国的視野に立って計画的な生産及び出荷を推進した。

(9) 国産果汁をめぐる情勢に即応し、実需者である果汁工場について、その再編整備、高品質果汁等の製造のための新型設備・新技術の導入を推進するとともに、果実加工場から排出される有機性廃棄物の効果的な利活用について調査検討を行った。

## キ 畜産物

(7) 加工原料乳

① 生乳の再生産の確保と牛乳・乳製品の価格の安定を図るため、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づき、加工原料乳について農畜産業振興事業団及び指定生乳生産者団体を通じて生産者に補給金を交付するとともに、加工原料乳生産者補給金制度を通じて指定生乳生産者団体による生乳の一元的な集荷・販売を推進した。

② 市場実勢を反映した乳製品・加工原料乳の適正な価格形成の実現及び酪農

経営の安定の確保を図るため、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」を改正し、安定指標価格、基準取引価格等の廃止と加工原料乳生産者補給金の算定方法の見直しを内容とする新たな制度を平成13年度より導入することとした。また、新たな制度の導入に伴い、加工原料乳価格の低下が酪農経営に及ぼす影響を緩和するため、価格低落時にその低下額の一定割合を、生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする仕組みを創設した。

(4) 食肉等

① 指定食肉（牛肉・豚肉）については、「畜産物の価格安定等に関する法律」の適正な運用等により、価格の安定を図った。

② 肉用子牛生産の安定を図るため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用子牛について、その平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に都道府県肉用子牛価格安定基金協会を通じて生産者に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を実施した。本制度において、同一の品種区分に含まれる乳用種と交雑種を、近年の価格動向等を踏まえ、分離して運用を行った。

③ ブロイラーについては、需要に見合った計画的な生産の指導を行い、需給及び価格の安定を図った。

(9) 鶏卵等

鶏卵については、国、地方公共団体等を通じて需要に見合った計画的な生産の推進を図るとともに、卵価安定基金の補てん準備金の造成に対し助成した。

採卵鶏素びなの生産出荷については、その動向の的確な把握に努め、需要に応じた合理的・計画的な生産出荷を促進した。

(7) 乳業の再編・合理化の促進

乳業の再編・合理化を促進するため、乳業再編整備等対策事業の終期（平成12年度）を平成15年度まで延長し、農畜産業振興事業団に既に交付された資金も活用しつつ、我が国乳業の経営体質の強化を図るとともに、生乳流通の合理化及び生乳の適切な需給調整体制を整備した。

ク 繭・生糸

付加価値の高い繭の生産への取組等を通じ養蚕農家の経営安定を図るため、繭の品質に応じた助成を実施した。

## ケ 葉たばこ

葉たばこについては、引き続き、日本たばこ産業株式会社が、葉たばこ審議会の意見を尊重して各耕作者との売買契約において定めた種類別・品位別価格により、買い入れを行った。葉たばこ審議会は、「たばこ事業法」に基づき、葉たばこ価格については、生産費・物価等の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産の確保を旨として審議した。

### (2) 農業経営全体を捉えた経営安定対策の検討

品目別の経営安定対策の実施状況等を勘案しつつ、個々の品目ごとではなく、意欲ある担い手の経営全体を捉え、農産物価格の変動に対し、農業収入または所得の変動を緩和するための仕組み等について、その確立を求める声があるなかで、国民の理解が得られることを基本に、地域の経営類型ごとの実態を十分踏まえつつ検討を行った。

## 11 農業災害による損失の補てんに関する施策

災害によって、農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等を行う農業災害補償制度の適切な運用と普及定着を推進した。

(7) 意欲ある担い手の育成、農業経営の安定機能の強化、農業生産構造の変化への対応、事業運営基盤の強化の観点から、平成11年に改正が行われた農業災害補償制度について、その円滑な普及・定着に向けた取組を積極的に行った。

(4) 「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施するとともに、農業共済の共済掛金等及び農業共済団体等の事務費に対する助成を行った。

(9) 農業共済地域対応強化総合対策を引き続き実施するほか、農作物共済等の損害評価経費等について助成を行った。

## 12 自然循環機能の維持増進に関する施策

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進等の施策を講じた。

### (1) 持続的な農業生産の推進

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に即し、土づくりを基本として化学肥料及び農薬の使用の低減を図る生産方式の導入を促進したほか、農業生産活動による環境への負荷の低減を図るための取組及び地力の増進を図るための取組を推進した。

#### ア 持続的な農業生産への転換促進

土づくりを基本として化学肥料・農薬の使用の低減を図る生産方式の導入促進、地域に最も適した農業生産方式の検討及び技術の定着促進を図るため、以下の施策を講じた。

(7) 都道府県が策定した持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に即して、農業者による導入計画の策定を促進した。

(4) 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者等に対する金融・税制上の支援措置を引き続き講ずるとともに、技術確立ほ場整備等必要な施設整備を推進した。

(9) 地域に最も適した農業生産方式の検討を行った。

(5) 持続性の高い農業生産方式の着実な定着を図るため、農業者、消費者、行政等が一体となった取組を推進するための指針を策定した。

(6) JAS法に基づく有機農産物の新たな検査・認証制度に対応した生産の定着を図るため、実証ほの設置等の生産体制の整備を実施した。

#### イ 環境負荷低減に向けた施肥・防除等の推進

地域の実情に即した総合的な防除体系の確立、重要病害虫の発生予察、有機質肥料の品質表示の推進等の施策を講じた。

#### ウ 環境負荷低減に資する技術の開発・普及

作物・土壌の状態を高精度に把握する先進的な計測技術の開発、生物系農薬の実用化の促進、肥料・農薬の使用量を低減する革新的技術の開発等を推進した。

## (2) 畜産環境対策の推進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に即し、地域の実態に応じて、家畜排せつ物の適正な処理を図るため、家畜排せつ物処理施設を機動的に整備するとともに、家畜排せつ物の適正な管理と利用を推進した。

- (7) 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準に即した家畜排せつ物の適切な管理を推進するため、畜産業を営む者に対する必要な指導・助言等を行うとともに、たい肥センター等の家畜排せつ物の処理施設等の計画的な整備を推進した。
- (4) たい肥の還元用草地及び周辺環境の整備等を促進するとともに、家畜排せつ物と生ゴミ、食品加工残さ等地域に賦存する有機性資源のたい肥化、飼料化、エネルギー利用等による地域資源の循環利用を推進し、畜産を核とした資源リサイクルシステムを構築した。

## (3) 有機性資源の循環利用システムの構築

農業の自然循環機能を高めていく上で不可欠な家畜排せつ物、稲わら等の農業副産物、食品残さ等の有機性資源の循環利用を図るため、以下の施策を講じた。

- (7) 有機性資源の循環利用について、中央段階においては関係省庁・団体による協議会の開催、地方段階においては耕種農業、畜産業、食品産業、都市住民等の関係者からなる協議会の開催及び都道府県におけるマスタープランの策定等を行い、推進体制の整備を図るとともに、最新技術を組み合わせた最適なリサイクル・リユースシステムをモデル的に実証する地区を設定し、関係事業の連携等により地域のリサイクル施設等の整備を集中的に実施した。
- (4) 家畜排せつ物、木質系廃棄物等の有機性資源のバイオマス変換等革新的リサイクル技術（メタン化、メタノール化、有用成分抽出、炭化等）の開発、利用者のニーズに応じて多様な有機性資源から低コストで品質や取扱性の優れたたい肥を製造する革新的機械等の開発等を推進した。
- (9) 農村地域で発生する農業副産物、家畜排せつ物、集落排水汚泥等の有機性資源のたい肥化施設等を整備するとともに、食品産業、学校給食等の食品残さを

飼肥料化するための施設等の整備を推進した。

- また、地域の実情に応じつつ、食品産業、農業、一般家庭等から発生する廃棄物を集約的に処理するエネルギー回収型資源循環システムの構築を図った。
- (6) たい肥等有機質肥料の品質表示制度の普及・定着を図るため、有機質肥料等の実態の把握、品質情報の収集・整理を行うとともに、安定した品質の肥料を生産するために必要な手法等についてのマニュアル化とその普及を図った。

## (4) 農業分野における地球環境保全対策の充実等

地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、生物多様性の減少、砂漠化の進行等の地球環境問題が深刻化していく中で、農業の適切な生産活動を通じて地球環境を保全していくことが重要であるとの認識に立って、地球環境保全対策への取組のより一層充実を図った。

また、農業用使用済プラスチック等の農業生産資材廃棄物の適切な処理とリサイクルを促進した。

### ア 農業分野における地球環境保全対策の充実

#### (7) 温室効果ガスの排出抑制に向けた取組

二酸化炭素の排出削減農業分野における地球温暖化問題への取組として、省エネルギーに資する農業施設・農業機械の導入や施設・機械への代替エネルギーの導入による二酸化炭素の排出削減、水田の水管理方法・施肥方法の改善や家畜排せつ物の適切な処理・家畜の飼養管理技術の確立によるメタン・亜酸化窒素の排出削減といった温室効果ガスの排出削減対策を推進した。

#### (4) オゾン層破壊物質の削減

オゾン層保護の観点から、モントリオール議定書締約国会合において、平成17年に臭化メチルの生産量及び消費量を全廃することが合意されていることから、野菜や花き等の土壌消毒剤として用いられている臭化メチルの代替剤及び代替技術の開発・普及を引き続き推進した。

### イ 農業用使用済プラスチック等廃棄物処理適正化の推進

農業用使用済プラスチック、肥料空袋、農薬空容器等農業生産資材廃棄物の低コストかつ適切な処理及びリサイクルの促進を推進するため、全国規模で廃棄物

適正処理のための普及啓発運動の推進、再生品の新規用途開発を行うとともに、都道府県における処理適正化に向けた関係者の協力体制の確立、廃棄物の適正処理計画の策定、農協等を核とした回収・処理システムの構築等の実施を推進した。

### 13 農業資材の生産及び流通の合理化等に関する施策

生産コストの低減を図る観点から、肥料・農薬・農業機械等の農業資材の生産・流通・利用の合理化等を通じ資材費の低減を図るため、以下の施策を講じた。

(7) 関係者による「農業生産資材費低減のための行動計画」に基づく取組を推進するとともに、農業生産資材問題検討会中間報告書（平成12年8月10日）において、本年度中に行動計画の見直しを行うよう提言されたのを受け、行動計画の速やかな改定等、資材費低減の着実な取組が速やかに実施されるよう関係者に対し指導した。

(4) インターネットを活用した資材情報を提供するとともに、県域を越えた農業機械の広域レンタル方式の導入を促進した。

(7) 資材費低減推進モデル地区において、各種対策の有機的な連携による総合的な資材費低減対策の推進を図った。

- ① 一貫パレチゼーション等の導入により、肥料物流の合理化を図った。
- ② 農作業受委託調整システムの開発により、「農業機械銀行」の機能強化を図った。
- ③ 中古農業機械の流通促進のための地域情報提供システムの構築を図った。
- ④ 広域農協の共同配送拠点等において、安価な単肥を使用した地域向け配合肥料供給システムを導入した。
- ⑤ 地域の実情を考慮した農業機械の効率的利用を推進した。

(エ) 農業資材の生産及び流通の合理化の現状

各種取組の推進により、従来品より低廉な肥料、農薬、農業機械等の普及率の上昇、中古農機の販売率の上昇等が見られる。



## IV 農村の振興に関する施策

### 1 農村の総合的な振興に関する施策

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。

このため、豊かな自然環境や伝統文化に恵まれた農村が、農業者をもとより幼児から高齢者まですべての地域住民にとって、また、都市住民からみても、活力と魅力ある地域社会となるよう努める。特に、少子高齢化の進行等も踏まえ、高齢者や女性が暮らしやすく活動しやすい農村の形成を図った。

また、農村においては、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下しているという状況を踏まえ、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進することとし、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を実施した。

その際、農業の振興はもとより、自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用しながら、また農村の有する豊かな自然環境との調和を図りつつ、個性的で魅力ある地域づくりを総合的に進めるとともに、生活支持機能の向上を図った。

また、少子高齢化の一層の進展や厳しい財政状況にかんがみ、一つの市町村では対応できない諸課題が増加していることを踏まえ、市町村合併を積極的に推進するほか、地域の共通の課題に対し複数の市町村が広域的に連携・機能分担を図りつつ施設整備を行うなど効率的、効果的な地域づくりを進める。

さらに、農村の自立的な発展を図るため、地域住民が誇りと意欲を持って自主的な取組を展開することが重要であることにかんがみ、多様な主体の参加と連携による個性ある地域づくりを推進した。

#### (1) 農業の振興その他農村の総合的な振興に資する施策

(7) 国民が進んで訪れ、暮らすことができる新しい故郷というべき農村の将来像を国民の意見・提言等に基づいて描いていくため、広く国民からの意見を募集し、これを踏まえ、「21世紀における農村地域の将来像に関する懇談会」において、①安心でゆとりある生活ができる地域、②農村ならではの魅力的な資源のある地域、③人・物・情報の行き来が活発な地域、④人々が生き活きと暮らし学ぶことができる地域、⑤地域の特色を活かした仕事のある地域、を5つの柱とする「明日のふるさと21」と題する提言が平成12年12月にとりまとめられた。

また、新しい時代の国土づくり、地域づくりの観点から、国土のフロンティアと位置づけられている農山漁村地域のあり方とその実現方策を示すため、「次世紀の地域づくりのあり方検討委員会」において、「豊かな国民生活を実現する農山漁村地域の創造」というテーマで検討が進められ、①農山漁村地域の人々が真に豊かさを感じられる地域、②都市地域の人々が農山漁村地域の人々と連携・交流できる地域、③個性豊かな多様性のある美しい地域の3つの将来像とその実現方策を提案した「新世紀の豊かな国土・地域・暮らしの創造－農山漁村地域新生への提言－」が平成12年12月にとりまとめられた。

(4) 農振法に基づく農業振興地域制度の適切な運用を通じ、農村における土地の農業上の利用と他の利用とを適切に調整した。

① 農振法に基づき策定された農用地等の確保等に関する国の基本指針や法定化された農用地区域の設定基準等の周知徹底を図るとともに、その円滑かつ適正な運用を図った。

② 農振法の平成11年改正に伴い、都道府県の「農業振興地域整備基本方針」及び市町村の「農業振興地域整備計画」の改定を促進するとともに、地域の特性に応じた特別な農業上の用途の設定等土地利用に関する市町村の主体的な取組を促進した。

(イ) 農村における就業機会の確保に資する観点から、地域の特色を生かした農産物、加工食品等の開発及び提供、地域資源を活用した内発型の地場産業の振興、農村への工業、物流業等の計画的な導入、多様で個性的な観光資源の提供等の取組を推進するとともに、高度な情報通信基盤の活用等による立地自由度の高い産業の導入等を促進した。

① 農村地域への工業等の導入を図るため、税制上の特例措置を継続し、政府系金融機関から工業等導入地区に立地する製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業に対する低利融資を実施するとともに、内外の企業の立地等に係る情報の収集・提供・あっせん、地域資源を活用した新たな産業の確立に関する調査等を行った。

② 地域特産品認証制度の普及啓発等を通じて、地域特産品の利用拡大を図るとともに、新特産産地形成促進事業の着実な実施により新たな地域特産作物等の定着を図った。

③ 地方公共団体が行う観光基盤施設の整備に対する支援を行うとともに、国等の計画に適合した野外レクリエーション施設（テニスコート、キャンプ場等）、文化教養施設（動植物園、博物館等）、便益休養施設（宿泊施設、駐車場等）等の整備を行う第3セクター等に対する融資を実施した。

④ 消費地からの遠隔性という不利な条件を克服し、立地条件等を生かした産業の振興を図ることができるよう、地方公共団体によるテレワーク・SOHO（情報通信を活用した遠隔勤務）のための共同利用施設の整備に対する支援や、テレワーク・SOHOの普及に資する高度な情報通信システムの開発、イベント等による普及啓発事業の推進や税制、融資制度による支援を通じて、テレワーク・SOHO等を推進した。

(ロ) 農村の経済を支える多様な産業の振興を図るための基盤として、市町村道から高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進した。

① 農業をはじめとした多様な産業の振興に寄与し、地方部の経済・社会を支えるのに不可欠なものとして、日常生活の基盤である市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を整備した。

② 地方道は、高速自動車国道や一般国道を補完して地方の幹線道路網の一部を構成し広域的な生活圏域を形成するとともに、各種地域振興施策の実現、

地域の生活環境の向上を図る上で欠くことのできない重要な社会基盤施設であり、限られた予算の中で必要な整備水準を確保するため、各地域のプロジェクト等の計画と整合をとり計画的に整備を推進した。

(ハ) 農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進した。

① 効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業基盤の整備を推進し、併せて景観形成や環境保全に配慮した快適で活力ある農村地域の形成及び国土資源の効率的利用に資するため、第4次土地改良長期計画に基づき、それぞれの地域の自然的、社会的条件等に応じた整備水準の達成に必要な事業を総合的に推進した。

② 社会生活、経済活動が人を中心として一層効果的、効率的に展開されるよう、道路の機能をより高める政策を展開することが求められており、平成10年度を初年度とする新道路整備五箇年計画に基づき、人中心の安全で活力に満ちた社会・経済・生活の実現に向けて「新たな経済構造実現に向けた支援」「活力ある地域づくり・都市づくりの支援」「よりよい生活環境の確保」「安心して住める国土の実現」を4つの主要な課題とし、道路政策を重点的かつ計画的に推進した。

③ 下水道の整備については、第8次下水道整備七箇年計画に基づき、重点項目である普及促進、浸水対策、水質保全・高度処理等を推進した。特に、整備の著しく後れている町村下水道の整備等を重点的に実施した。

④ 農村を含め国民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を推進するため、住宅建設五箇年計画に基づき、民間住宅、公共住宅を合わせた住宅市場全体の機能が十分に発揮されるよう配慮するとともに、福祉・医療施設等関連する分野との連携を強化しつつ、「国民のニーズに対応した良質な住宅ストックの整備」「安全で快適な都市居住の推進と住環境の整備」「いきいきとした長寿社会を実現するための環境整備」「地域活性化に資する住宅・住環境の整備」を基本課題として位置づけ、計画的に施策を推進した。

⑤ 「災害に強い安全な国土づくり」「水源地域の機能強化」「豊かな環境づくり」を基本方針とする第9次治山事業七箇年計画に基づき、安全で安心できる暮らしの実現を図るため、治山事業を緊急的かつ計画的に推進した。

⑥ 「阪神・淡路大震災等の教訓をいかした安全な社会基盤の形成」「頻発す

る濁水の解消による安心できる生活の確保」「地域からの要望の強いきれいな水と緑の水辺の創出」「個性豊かな活力ある地域づくりの支援」を基本方針とする第9次治水事業七箇年計画や、「安全で災害のない斜面の創造」「緑豊かな斜面空間の創出」を基本方針とする第4次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画に基づき、農村を含め安全で豊かな国土づくりを行うための施策を計画的に推進した。

⑦ 「広域的なレクリエーション活動や個性と活力ある都市、農村づくりへの対応」等を重点課題とする第6次都市公園等整備七箇年計画に基づき、農村等における都市公園等の計画的な整備を推進した。

## (2) 農業生産の基盤の整備と生活環境の整備その他の福祉の向上との総合的な推進

### ア 農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備

農村においては地域住民の生活の場で農業が営まれており、農業用水の地域用水機能の発揮、農業用排水施設の地域排水の受入れ、ほ場整備による公共用地等の創出、生活環境の改善を図る農業集落排水施設による農業用水の水質保全、農業用道路が農村居住者の日常生活面で利用されるなど農村環境の整備に資すること等農業生産の基盤と農村の生活環境が密接に関係している。このことを踏まえ、農業用排水施設、農業用道路、農業集落排水施設等の整備を効率的かつ効果的に進めるため、農業生産の基盤と農村の生活環境の一体的な整備を推進した。

その際、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の発揮、美しくアメニティに満ちた魅力ある田園空間の形成及び地域資源の循環利用の促進に資するよう配慮した。

(7) 農業用排水の水質保全と併せて農業集落の生活環境の改善を図る農業集落排水施設の整備を推進するとともに、用排水路の分離、排水路の整備、微生物や水生植物等の自然浄化機能を活用した水質浄化施設等の整備や指定湖沼における水質保全に係る体制の整備を行う水質保全対策事業を実施した。

(イ) 農業の生産性の向上、農産物流通の合理化等を促進するとともに、農村居住

者に日常生活面で利用される等、農村環境の整備に資するため、農道の整備を推進した。

(ウ) 農村における高齢化・混住化等に対処し、農業の体質強化と活力ある農村社会の形成を促進しつつ定住条件の整備を図るため、農村総合整備事業等を推進した。

(エ) 第2次地方分権推進計画に基づき、農村総合整備事業及び集落地域整備事業の団体営事業を対象として統合補助金を創設し、生活環境の整備を主体とする事業について、地方公共団体の裁量的な施行を促進した。

(オ) 農村地域の水と土を中心とする地域資源を歴史的・文化的観点から再評価し、地域の特性を生かした伝統的農業施設、美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備（田園空間博物館の整備）等を行う田園整備事業や、ほ場整備による優良農地の確保、保全と併せて地域の活性化のため、換地の手法を活用し、公共用地や宅地等地域の多様な土地需要に対応した非農用地を創出するとともに、既存集落と一体的に生活環境を整備することにより、潤いのある田園居住空間を創造する農村活性化住環境整備事業を実施した。

(カ) 市町村の計画に基づき、生態系の保全等に配慮して総合的に地域環境を整備する地域環境整備事業や、農業用水の有する農業集落の防火、消流雪、農機具等の洗浄、景観形成、親水、生態系・水質保全等の地域用水機能の発揮や循環かんがい施設等濁水時のかんがい用水の有効利用に配慮した地域用水環境整備事業を推進した。

(キ) 農業用水を提供するとともに、水と緑に恵まれた地域の憩いの場としての機能も有し、都市と農村の交流・共生を図る貴重な水辺空間としての活用が求められているため池等について、防災対策と併せ、アメニティ空間としての活用を推進した。

(ク) 地域資源の循環利用の促進の観点から、農業副産物等の有機性資源の循環利用システムの再構築を目指した地域資源循環管理事業を推進するとともに、農業集落排水施設から生じる汚泥の農地還元、汚水処理水の農業用水としての再利用及び有機性廃棄物の循環利用にも留意した施設整備を推進した。

(ケ) 美しくアメニティに満ちた「多自然居住地域の創造」と環境に調和した農村

の総合的な整備を図るため、市町村型又は複数の市町村が連携する広域圏域型の農村総合整備計画の策定をモデル的に実施した。

- (ロ) 農村地域の居住環境の快適性を重視した農村整備を推進するため、農村のアメニティ向上に向けた取組を支援するための事業を実施した。
- (ハ) 地域住民、地元企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）を推進・支援する事業を実施した。
- (ニ) 子どもたちが農村の自然の遊びに親しむとともに、農業に対する理解を深めることができるよう、農林水産省と文部科学省が連携し、子どもたちが豊かな遊びを体験できる農業用水路等の登録、利用促進、整備等を行う「あぜ道とせせらぎ」づくり推進事業を実施した。
- (ホ) 景観形成、環境・生態系の保全、伝統文化の継承、資源の循環利用等住民主体の美しいむらづくりに対して、農業、林業、水産業の分野において施設整備等を行う各種事業の連携により支援するモデル事業と、国民への情報提供・意識の啓発を図るため、全国・都道府県段階での啓発普及活動を併せて促進するとともに、NPOと連携したむらづくりを推進するための情報提供等を実施した。

#### イ 生活環境の整備その他の福祉の向上

災害に対して安全で安心できる地域づくり、生活空間の快適性を向上するためのバリアフリー化の観点も踏まえた基礎的インフラの整備及び複数市町村による公共施設等の共同整備・共同利用等による地域の存立基盤や生活支持機能の確保に資する地域づくり、また、地域の発意による豊かな自然、歴史、文化など地域固有の資源を活用した魅力や活力ある自立的な地域づくり並びに定住の促進など生活環境の整備、福祉の向上を総合的に実施した。

#### (7) 交通

農村の生活環境を向上させ、輸送の合理化、参加と連携による地域づくりに寄与し、安心できる暮らしの実現に資するため、市町村道から高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進した。また、安全な生活環境を確保するため、交通安全施設等の整備等による安全な通学路等の道路空間の確保などの交通安全

施策を推進した。

また、地域における生活の足の確保に資するバス等の交通体系の形成を図るとともに、効率的な物流ネットワークを構築した。

- ① 日常生活の基盤としての市町村道から骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を適正な道路空間の確保を図りつつ、計画的に整備した。
- ② 交通事故の防止を図り、併せて道路交通の円滑化を確保するため、特定交通安全施設等整備事業七箇年計画に基づき、歩道、交差点改良、道路情報提供装置、自動車駐車場等の交通安全施設等の整備を推進した。
- ③ 地域連携の強化等により公共・公益施設の共同利用・整備等地域住民の利便性の向上、地域の特色を生かした産業の振興等を支援する地域連携強化支援道路事業（広域行政型）を、複数市町村により形成される圏域において計画的・総合的に推進した。
- ④ 交流の促進・活性化を推進するため、地形的な制約により相互の交流が遅れている都道府県間、市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁の整備を交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業により推進した。
- ⑤ 地域分断の緩和・解消、鉄道駅へのアクセス強化等による一体的な地域づくりと併せて鉄道の高速化を支援するため、道路管理者と鉄道事業者が一体となり都道府県、市町村と連携して踏切道等総合対策プログラムを策定し、踏切除去や踏切構造改良を緊急的かつ重点的に推進した。
- ⑥ 生活者の豊かさと活力ある地域づくりを支援するため、地区の関係者が一体となって、面的に質の高い道路整備を行うことにより、道路と沿道の調和が図られた道路整備や、誰もが安全で使いやすい道路整備をくらしの道づくり事業により推進した。
- ⑦ 国民のニーズの多様化に対応していない中心市街地は、魅力が感じられないことから集客力が低下し、商店街が不振に陥っているケースが各地で見られており、このような商店街の再活性化を図るため、街並みの快適性の向上やアクセシビリティの確保等にかかる事業に対し、賑わいの道づくり事業による面的で総合的かつ重点的な道路整備を推進した。
- ⑧ 自然環境と調和し、地域の個性ある道路空間の形成を図るため、地域特性に応じた多様な道路整備を推進した。特に、森林等の自然環境が豊かな地域

では、周辺の景観や生態系と調和した道づくりや、木材等の地場産品を活用した地域の個性を生かした道づくりが求められているため、道路整備において地域の潜在自然植生を活用した樹木植栽工法による法面緑化や、木材を活用した道路構造物の整備等を木の香る道づくり事業により積極的に推進した。

- ⑨ 交通の安全を確保し、併せて心身の健全な発達に資することを目的として、大規模な自転車道のうち整備の必要性の極めて高いものについて、大規模自転車道の整備を推進した。
- ⑩ 運行に係る欠損補助や代替車両の購入費補助等地方バス運行の確保を図るとともに、バス車両、営業所、整備工場、バスターミナル等地方バス施設の整備に対する低利融資を実施した。
- ⑪ 長距離・大量輸送に優れた海運の利用を促進するため、内貿ターミナルの整備を推進し、フェリー等の海運を利用した複合一貫輸送のメリットを享受できる圏域の割合の向上を図った。

#### (イ) 情報通信

都市とそん色のない高水準の情報の提供により、地域の活性化や地域住民の利便性の向上に資するため、民間主導原則の下、高度な情報通信基盤の整備を推進した。

また、高度情報通信社会推進に資するため、国道等幹線道路や一級河川等の道路空間、河川空間等を活用した公共施設管理用光ファイバー収容空間等の整備を推進し、民間事業者等による活用のための環境整備を図った。

- ① モデル地域を選定し、行政、教育、医療、防災等複合的機能を持つ先進的  
情報通信システムの整備を支援する先進的  
情報通信システムモデル都市構築事業を推進した。
- ② 移動通信サービスが使えない状態や民放テレビの難視聴、民放中波ラジオの受信障害の解消を図るための施設・設備の整備を行う電気通信格差是正事業等を推進した。
- ③ ケーブルテレビ、データ通信、コミュニティ放送等の情報通信メディアを用いて地域社会の振興を図るテレトピア計画や放送型ケーブルテレビシステムの整備に必要な資金の融資を行うケーブルテレビ普及支援の一環として、農村においても情報通信システムの整備を推進した。

④ 農村におけるケーブルテレビ施設等を核とした高速大容量及び双方向の通信を可能とする情報通信基盤のモデル的整備を推進した。

⑤ 水害や土砂災害による人命等重大な被害の発生を回避するため各種情報基盤を整備し、降雨、水位等の情報の迅速な収集、提供体制の構築を推進した。

#### (ウ) 衛生

ナショナルミニマムの実現の観点から、農村における汚水処理施設や上水道等の整備を推進した。

- ① 下水道未整備地域の生活雑排水及びし尿の合併処理により生活環境悪化の防止を図る「合併処理浄化槽設置整備事業」の推進、生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、市町村が個別の合併処理浄化槽の面的整備を行う「特定地域生活排水処理事業」を推進することにより、農村における汚水処理施設の整備を図った。
- ② 公共下水道及び特定環境保全公共下水道において、複数の下水道施設を共同化・共通化及び集中監視・制御する等により、効率的な下水道の整備及び管理を推進した。
- ③ 下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽について、十分な連携・調整を図りながら、より一層効率性を確保する観点から、地域の特性等に応じた整備手法の一つとして、農業集落排水施設と下水道との接続による処理場の共同利用を実施する等、計画的・効率的な整備を推進した。
- ④ 農村における簡易水道施設の新設、改良事業を実施するとともに、モデル事業として、貯水機能の低下したダムの堆積土砂の除去等を行う水道水源開発等施設整備を通じて、農村における上水道の整備を図った。

#### (エ) 教育

農村における適切な教育環境の整備を推進するとともに、文化施設、社会教育施設、社会体育施設等の整備を推進するほか、地域の連携、学校施設の公共利用等による教育施設等の効率的かつ高度な利用を推進するため、地域住民によるスポーツに関する活動を行う拠点となるスポーツ施設を整備する地方公共団体を支援する「社会体育施設整備事業」や地域の学習活動の拠点である社会教育施設の機能の高度化を図る「学習活動支援設備整備事業」の推進を通じて、農村における社会教育施設の整備を図った。

#### (イ) 文化

農村において受け継がれてきた多様な伝統文化について、その保存及び継承等を推進した。

- ① 「文化財保護法」に基づき、農村において生産、生業に用いられてきた農具等や生業と結びついて伝承されてきた年中行事や民俗芸能等を重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財に指定するとともに、その調査・記録作成、後継者養成等に対する支援を行った。
- ② 「文化財保護法」に基づき、農村に残されている棚田景観を、文化的景観の保護の観点から、名勝に指定するとともに、その保存・整備・活用に対する支援を行った。
- ③ 「文化財保護法」に基づき、農村に残されている歴史的な集落、町並みを重要伝統的建造物群保存地区に選定するとともに、その保存・活用に対する支援を行った。
- ④ 農村地域の水と土を中心とする地域資源を歴史的・文化的観点から再評価し、地域の特性を生かした伝統的農業施設、美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備（田園空間博物館の整備）等を実施した。
- ⑤ 景観形成、伝統文化の継承等住民主体の美しいむらづくりを支援するモデル事業を実施するとともに、農山漁村の伝統文化を生かした活動に寄与した者等への顕彰等を実施した。
- ⑥ 特定農山村地域における景観植物の栽培や里山の整備、伝統文化の継承等活性化に向けたソフト活動の計画的な実施に対する支援を行った。
- ⑦ 地域の水に係わる自然・歴史・文化の保全、保存、復活に資するため、下水処理水・雨水の利用によるせせらぎの創出等地域特性を生かした下水道整備を図った。
- ⑧ 住宅マスタープラン等を活用し、地域の住文化を生かした住宅、景観に配慮した住宅等の供給促進を図ることにより、個性ある豊かな居住環境の整備を推進した。
- ⑨ 地域固有の伝統文化の継承、海外との文化交流の促進等半島地域の文化活動の活性化を支援するための事業を行った。

#### (ロ) 医療

農村における医療体制の整備を図るとともに、医療機関の機能分担と広域的な連携を通じ、農村における良質で効率的な医療サービスを確保することとし、へき地中核病院、へき地医療支援病院、へき地診療所、へき地患者輸送車等の整備、へき地における巡回診療の推進、へき地の医療情報システムの整備といったへき地医療対策や、救急現場医療確保事業や救急医療業務実地修練への支援等救急医療体制の整備の一環として、農村における医療対策を推進した。

#### (ハ) 住宅・宅地

UJIターン、田園居住等による地方定住の促進を図るため、良好な居住空間を確保し、地域の文化、景観を含む地域資源を生かしながら魅力と個性を備えた住宅・宅地の供給を着実に促進した。

- ① 豊かでゆとりある居住を実現するため、良好な居住環境を有する優良田園住宅、特定優良賃貸住宅等の供給促進を図った。
- ② 高齢化の進展に対応し、バリアフリー化された賃貸住宅等の供給を促進するとともに、住宅施策と福祉施策との連携によるシルバーハウジングや高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進により、高齢者が安心して生活できる居住環境整備を推進した。
- ③ 新ふるさとマイホーム推進事業を推進し、良好な居住環境を有する「新しいふるさと」への住み替え等を促進することにより、地域の活性化や健全な発展等に寄与する宅地開発事業の促進を図った。
- ④ 自然豊かな都市の郊外部において、ゆとりある田園居住を推進するため、都市近郊の集落地域等において営農条件と調和した良好な生活環境の整備を図るとともに、市街地周辺において秩序ある土地利用の下に自然景観と調和した居住環境を備えた郊外型住宅地の整備を計画的に推進する田園居住区整備事業を実施した。

#### (ニ) 防災

地域の社会経済を支え、安全で安心できる生活の確保を促進するため、治山対策、治水対策、土砂災害対策、代替性を考慮した道路ネットワークの構築、道路防災対策等を推進した。また、除雪等の冬期道路交通の確保等を推進した。さらに、地域の実情に応じて必要な農地防災、農地保全等を推進した。

- ① 近年の台風、集中豪雨等に伴い山地災害等が多発する状況に対処し、山腹崩壊、土石流等の山地災害を未然に防止するため、復旧治山、予防治山、防災対策総合治山等の事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図った。
- ② 高齢者等の災害弱者にとって、被災後の復旧に多大な労力を要する床上浸水被害が慢性的に発生している地域において、概ね5年間で被害の解消を図るべく床上浸水頻発地区緊急解消対策を実施した。
- ③ 局地的な水需要や渇水時の取水の安定性を確保するためや、地域的な治水安全度向上のため、地域の小河川における治水・利水対策を目的として生活貯水池の整備を推進した。
- ④ 迅速な避難が困難な高齢者等の災害弱者を土砂災害から守るため、老人ホームや病院等の災害弱者関連施設に係る土砂災害危険箇所や高齢化率の高い地域において、土砂災害防止施設の整備を重点的に実施した。
- ⑤ 平成11年6月末の広島県等における土砂災害をはじめ、近年激甚な洪水・土砂災害が頻発していることから、土砂災害による被災地域の再度災害を防止するための制度を活用する等、被災地域における洪水・土砂災害の再発を防止する対策を短期集中的に実施した。
- ⑥ 地震、豪雨・豪雪等、急峻な地形等、厳しい自然条件の我が国において、道路ネットワークの代替性や高度医療機関へのアクセス等を重視した落石対策等の防災対策及び地震発生時に緊急輸送を確保するための緊急輸送道路における震災対策を推進した。
- ⑦ 新積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき、社会経済活動を支える拠点を結ぶ主要な道路等の除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械整備を推進した。
- ⑧ 第10次特殊土壌地帯対策事業計画に基づき、災害を受けやすい特殊土壌地帯において、治山、治水及び農地防災等の関係公共事業を計画的に実施した。
- ⑨ 農地等の農業生産基盤に対する災害等の未然防止対策である防災ダム、ため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備等の各種事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図った。

#### (ケ) 公園

農村における日常的なレクリエーション活動の場として、農村公園の整備を推進した。また、農村における定住構想を推進するため、都市計画区域外の一定の農村地域において、住民の文化、スポーツ面での都市的ニーズへの対応等を目的とした特定地区公園（カントリーパーク）の整備を行った。さらに、身近な歴史や生活文化、景観等を、地域と一体となって保存・復元する公園（地域ルネッサンス公園）の整備を推進した。

#### (コ) 福祉

農村における高齢化の進展を踏まえ、ホームヘルパーの育成、公共施設のバリアフリー化の促進等により、高齢者が安全に安心して活動できる環境整備を実施した。

- ① 今後5カ年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン2-1）に基づく、高齢者保健福祉サービス基盤の推進の一環として、農村における社会福祉の充実を図った。
- ② 農協によるヘルパー育成に対する支援や、高齢者が安全に安心して活動できるよう、公共施設などのバリアフリー化を推進した。
- ③ 高齢者、身体障害者等誰もが安全かつ円滑に通行できる歩行空間を確保するため、幅の広い歩道の整備等により、歩行空間のバリアフリー化を推進した。
- ④ 歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを支援するため、豊かな景観・自然、歴史的物産、文化的施設等を連絡でき、生活者がゆとりとうるおいの実感できる質の高い歩行者空間形成のための道路整備をウォーキング・トレイル事業により推進した。

#### 2 中山間地域等の振興に関する施策

中山間地域等が、そこで農業生産活動が行われることを通じ、食料の安定供給の確保及び多面的機能の発揮を図る上で重要な役割を果たしていることを踏まえ、こうした役割が十分発揮されるよう、中山間地域等の総合的な振興を図る観点から、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等

を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進等の施策を講じた。

また、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を実施した。

### (1) 農業その他の産業の振興による就業機会の増大

農業その他の産業の振興を通じて、就業機会を増大させるという観点から、地域の条件に適した農業生産の基盤の整備や技術の開発及び普及、多様な担い手の確保等を図りつつ、新規作物の導入による高付加価値型の農業等の地域の特性に応じた農業を展開するとともに、農産物等の付加価値の向上と販路の拡大を図るための加工流通施設等の整備の促進、地域資源を活用した内発型の地場産業の育成、農村への工業、物流業等の計画的導入、地域の観光資源の活用と地場産業の一体的振興、立地自由度の高い産業の導入等を図った。さらに、交通条件が極めて悪い地域において、産業の総合的な開発の基盤となるべき道路の整備を促進した。

#### ア 地域の特性に応じた農業の展開

(7) 都道府県知事が市町村長と調整して策定する地域ごとの総合的な振興計画に基づき、地域の抱える問題に対応した諸事業を総合的・計画的に実施することにより、中山間地域の振興を効果的かつ効率的に推進する「中山間地域等総合振興対策」を実施した。

(4) 冷涼な気候や標高差等中山間地域の特性を生かし、新山村振興等農林漁業特別対策事業の展開等によって、高付加価値型農業の推進を図るとともに、低廉で豊富な土地資源を活用した草地畜産等に対する取組や、新規作物の導入による農業経営の改善を支援した。

(9) 農地保有合理化法人が中山間地域において取得した農地について行う管理耕作を支援した。また、市町村農業公社（農地保有合理化法人を含む。）が行う農作業受託体制の整備、公社活動を通じた担い手の育成等を支援した。

#### イ 多様な産業の振興

(7) 「農村地域工業等導入促進法」に基づく工業等の導入、地域の個性を生かした内発型の地場産業の振興を促進し、就業機会の確保を図った。

(4) 地域特産品の認証事業の推進等を通じて、中山間地域における地場産業の振興を図った。

(9) 地域活性化のためのソフト対策のモデルとなり得る市町村等を支援し、過疎地域、特定農山村地域等全体の活性化を図る「過疎地域等活性化推進モデル事業」や、山村地域における特産品の開発や販路の開拓、基幹産業や新たな産業を担う地域リーダーの育成等を通じて山村地域の活性化を図る「山村担い手・産業育成促進事業」等を実施した。

(5) 地域資源を活用した新たな産業の振興や定住条件の整備等を図るため、過疎地域等において、総合的生活関連情報や産業・文化関連情報を効果的に収集・提供する施設の整備を支援する「地域情報交流拠点施設整備モデル事業」により、中山間地域においても当該施設の整備を推進した。

(6) 過疎地域の優れた自然環境や景観等の地域資源を有効に活用し、ゆとりある生活に向けた国民一般のニーズにも対応しつつ、地域の活性化を図ることを可能とする滞在利用型施設の整備を支援する「過疎地域滞在施設整備モデル事業」により、中山間地域においても滞在利用型施設の整備を推進するとともに、地方公共団体等によるリゾート整備のための情報・ノウハウの提供と人材の育成を支援する「リゾート地域整備支援事業」を中山間地域においても推進した。

(8) 農産物等の付加価値の向上と販路の拡大を図る加工流通施設等の整備を図るため、中山間地域活性化資金について、所要の融資枠を確保した。

(4) 交通条件が極めて悪い地域において、産業の総合的な開発の基盤となるべき奥地等産業開発道路の整備を推進した。

### (2) 生活環境の整備による定住の促進等

地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備と一体的に農村の生活環境の整備を推進した。

また、過疎地域対策、山村地域対策等の一環として、水道、汚水処理施設等の整備を推進したほか、住民の日常生活に必要な不可欠な交通サービスの維持・活性



化、情報通信施設、医療福祉施設、商業施設等の生活基盤の施設の効率的な整備、周辺地域を含む広域連携・ネットワーク化の推進、機能強化のための集落の整備、再編等を通じ、十分な生活基盤を確保した。

併せて、森林と農用地が混在する地域における農林地の一体的な保全整備等を推進した。

(7) 農業集落排水施設の整備等の農村の生活環境の整備を農業生産基盤の整備と一体的に推進した。

(i) 生活環境の整備を図る観点から、過疎地域対策、山村地域対策等の一環として道路、水道、污水处理施設等の整備を促進した。

また、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、半島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、奥地等産業開発道路整備臨時措置法等に基づき、他の地域と比較して低位にある地域等において、地域の活性化、住民福祉の向上、産業の開発等のための道路整備の推進及び定住促進のための良質な住宅供給、居住環境整備の促進を図った。

さらに、下水道の整備を、過疎市町村に代わり都道府県が一部代行して実施することにより生活環境の整備を推進した。

(ii) 地勢等の地理的条件が悪いため災害の危険性が高くまた災害が起こった場合に地域の孤立化の可能性が高いこと等から、生活環境の安全の確保のための防災対策を推進した。

(e) 交流ニーズに対応した都市住民との交流を図るとともに、交流から定住への円滑な推進のため、滞在型工芸体験施設、滞在型農業体験施設、地域文化伝習・展示施設等のモデル的整備を行った。

(f) 緑資源公団が実施している水源林造成の指定地域であって、農業生産条件の不利な地域において、農林業を振興するとともに、これを通じ森林及び農用地の有する公益的機能を維持増進するため農林地の一体的整備のための調査を引き続き推進した。

(g) 中山間地域において野生鳥獣による農林業被害が多発し、深刻な問題となっていることにかんがみ、鳥獣害対策を推進した。

① 農作物の防護柵等の被害防止施設の設置、効果的な被害防止技術の確立と被害防止システムの整備等の対策を推進するとともに、新たに被害防止に必

要な知識の普及を図った。

② 野生鳥獣の個体数管理技術の開発、被害対策の体系化技術の確立等の試験研究、森林・特用林産物について被害防止のための鳥獣害防止施設の設置、野生鳥獣の生息環境の保全及び整備等を実施した。

### (3) 中山間地域等における多面的機能の確保を特に図るための施策

(7) 担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、以下の基準により平地地域との生産条件の格差の範囲内で直接支払いを実施する仕組みを導入した。

① 対象農用地は、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」等地域振興立法の指定地域等の農用地区域のうち、傾斜等により農業生産条件が不利な1ha以上の一団の農用地とした。

② 対象行為は、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は第3セクターや認定農業者等が耕作放棄される農用地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等とした。

③ 単価は、生産条件の格差の8割相当の額（国及び地方公共団体が交付する交付金の合計（上限））とした。

(i) 中山間地域等における耕作放棄の発生を未然に防止するため、地域の状況を的確に把握しつつ、生産基盤と農地の利用・管理体制の整備を一体的に推進した。

### 3 都市と農村の交流等に関する施策

国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進等の施策を実施した。その際、広域的な観点から農村と都市との交流を促進することにより、より高度な都市サービスの享受等を容易にするとともに、都市住民にとっても魅力ある農村の地域資源の活用を促進した。

また、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産を振興した。

#### ア 都市と農村との交流の促進

農村における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）の推進、都市と農村との交流機会の確保、交流の場の整備等により、都市と農村の交流を促進した。

また、広域的な交流・連携の軸となり、地域の自立的発展を支える高規格幹線道路と、これを補完し地域相互の交流促進等の役割を担う地域高規格道路が一体となった規格の高い幹線道路網の整備を推進した。

さらに、マルチハビテーション、SOHO（情報通信を活用した遠隔勤務）など新しい居住形態への関心の高まりを踏まえ、豊かな自然環境を有する地域でゆとりある生活を過ごせる田園居住を実現するための住宅・宅地供給を推進した。

併せて、地域固有の資源を活用しつつ、都市住民にとっての地域の魅力を高め、都市住民との交流の増大を図るための道路、河川、公園等の整備を推進した。

(7) 都市住民等の農業・農村への理解を深め、併せて都市住民等の健康的でゆとりのある生活の実現と農業の振興に資するグリーン・ツーリズムの普及及び定着を図るため、以下の施策を講じた。

- ① インターネットを活用し、都市住民等のニーズの調査・分析を行うとともに、グリーン・ツーリズムのメニューを提供するシステムを開発した。また、農林水産省と文部科学省との連携による子どもの短期・長期の農業・農村体験学習を推進した。さらに、都市農村交流施設を整備した。
- ② 開業マニュアルやガイドブックの作成、農業者の資質向上のための研修会の開催等農家民宿に対する支援を講ずるとともに、「グリーン・ツーリズム実践計画」を作成し、グリーン・ツーリズム推進地域の計画的育成を図った。
- ③ 全国都市農村交流協議会及び都道府県・市町村段階における交流協議会の設置を推進し、消費者団体等が参画した交流体制の整備を図った。
- ④ 各種規制の点検等、グリーン・ツーリズムの普及・定着に向け、関係省庁による具体策の検討を進める。

(4) 国土空間の有効利用を図り、地域ブロックの自立的な発展を支える高規格幹

線道路や地域高規格道路など規格の高い幹線道路の整備を推進した。特に広域的交流を支援する循環型ネットワークの構築を重点的に整備を進めた。

また、民間主導が原則の高度情報通信社会の早期実現に向け、道路における情報ハイウェイ（道路管理用光ファイバー及びその収容空間）の構築を推進した。

① 高規格幹線道路については、交流ネットワークの充実により地域ブロックの自立的な発展や物流の効率化などを支援するため、21世紀初頭の14,000kmのネットワーク概成を目指し、重点的な整備を推進した。

地域高規格道路については、高規格幹線道路と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成、地域相互の交流促進や空港・港湾への連絡等を強化するため、既存ストックの活用を図りつつ長期的に6,000～8,000kmの整備を図るべく事業を推進し、物流の効率化や社会・経済の高コスト構造の是正を通じた国際競争力の向上等を図った。

- ② 民間主導による光ファイバ網整備の原則の下、事業者への負担軽減、国道等幹線道路の道路空間の一層の活用、道路管理用光ファイバ網及びその収容空間（情報BOX等）の整備を推進した。
- ③ 地震等の大規模災害時における即応体制の確保など、公共施設の管理の高度化による道路の安全性・信頼性の向上を図るため、道路管理用光ファイバーを整備した。
- ④ 道路の情報化と併せて、道路関連情報提供装置などの地域レベルのITS（高度道路交通システム）を推進した。

(7) 優良田園住宅等の良質な住宅・宅地供給を促進するとともに、これとあわせて地域の交流を促進するための基盤等の整備による質の高い居住環境整備を推進した。

(5) 豊かな自然環境を有する農村は、国民にとって安らぎの場であり、学習・体験の場であり、地域固有の資源を生かした個性ある地域づくりにより、都市部の人々を魅了するポテンシャルがある。このような魅力を高める地域づくりを行うことによって、都市住民との交流を増し、地域の活発化を図った。

① 女性や高齢者ドライバーの増加、長距離トリップの増大等に対応して、一般道路においても休憩施設の整備が必要となっている。「道の駅」の整備に

## V 団体の再編整備に関する施策

### 1 農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策

食料の安定供給、農業の持続的な発展、農村の振興という基本法の基本理念の実現に資するよう、農業協同組合系統組織の再編整備を進めるべく、以下の施策を講じた。

#### (1) 組織の再編に向けた取組の推進

農協系統の組織再編を促進するため、農業協同組合の広域合併の推進、組織二段階化に向けた各種条件整備への助成を引き続き行うとともに、経営健全化に向けた農協系統の取組の支援を強化した。

また、農協系統の適正な事業運営を確保するため、引き続き農協系統に対する検査を実施するとともに、農業協同組合中央会が行う農業協同組合等相互扶助事業等に対して引き続き助成を行った。

#### (2) 農協に対するニーズの多様化を踏まえた積極的な役割の発揮

新規就農者の経営確立、集落営農の形成等の新たな担い手の育成支援を図るため、それぞれに応じた営農指導の手法の検討、営農指導員の研修等を実施した。

また、農村の高齢者福祉等における農協等の役割を適切に発揮するため、農協のホームヘルパーの高度化等人材の養成・マニュアルの普及指導等に対する助成を引き続き行うこととし、介護保険制度の導入に伴う農協の介護活動に必要な組織づくりのための事例集等の作成に対し新たに支援した。

#### (3) 系統信用事業のセーフティーネットの整備

貯金の全額保護の特例措置の期限を1年間延長するとともに、貯金者の保護及び破綻処理の迅速かつ円滑な実施を図るため、「農水産業協同組合貯金保険法」を改正し、貯金保険制度等の見直しを進めるとともに、「農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律」を制定し、民事再生手続及び破産手続の特例を定めた。

#### (4) 農林漁業団体職員共済組合に関する施策

農業協同組合の職員を中心とした農林漁業団体の職員の福利厚生を図るため、農林漁業団体職員共済組合については、基礎年金のための拠出金に対する補助等を引き続き行った。

### 2 農業委員会系統組織の再編整備に関する施策

農家戸数の減少等を踏まえた組織体制の適正化を図るとともに、農業生産法人制度の見直しに伴い、農業委員会について、所要の体制整備を行った。

また、農業委員会による農地の流動化、担い手の育成等の構造政策への取組を重点的に支援するため、農地・農家等に関する情報の電子化及びそれらの情報を視覚化する地図情報システムの整備等を推進した。

さらに、都道府県農業会議及び全国農業会議所による農地の流動化、新規就農の促進、農業経営の法人化等の取組を支援した。

このほか、都道府県農業会議と関係機関・団体との効率的連携の促進等に向けた検討を行った。

### 3 農業共済団体の再編整備に関する施策

農業共済事業の安定的な事業運営基盤の確保を図るため、農業共済組合等の広域化を着実に推進するとともに、平成11年における農業災害補償制度の改正により新たに途が拓かれた農業共済事業の二段階制について、地域の意向等を踏まえた適切な指導を行った。

また、平成11年度に改正が行われた農業災害補償制度について、その円滑な普及・定着に向けた取組を積極的に行った。

#### 4 土地改良区の再編整備に関する施策

土地改良区は、全体として零細・小規模な地区が多く、その事業運営基盤が脆弱であることを踏まえ、各道府県が策定した統合整備基本計画（マスタープラン）における土地改良区の統合整備の目標値を見直し、土地改良区総合強化対策の活用によりマスタープランに即した水系単位又は市町村単位の合併等の一層の推進を図るとともに、事業目的を終えた土地改良区に対しては、解散の促進を図るため、解散マニュアル、解散事例集を作成し指導の強化を図った。

これらの施策等の推進により、土地改良区（平成11年度現在7、137地区）の整理合理化を図った。

#### 5 団体間の連携の強化

農政改革の実施に向け、総合的な経営対策の実施のための関係機関・団体間の連携調整などを行う新たな経営対策推進体制を構築した。

さらに、地域の農林漁業の振興を一体として進めるため、実情に応じ、森林組合・漁業協同組合を含めた団体間の連携の強化に向けた具体策の検討を進める。

## VI その他重要施策

### 1 WTO農業交渉への取組

WTO農業交渉については、農業の多面的機能や食料安全保障への配慮等を柱とする我が国の基本的考え方に対する国際的理解の浸透を図るため、関係省庁との連携を図りつつ、特に途上国を中心に働きかけを行うとともに、7月にはEU、韓国等と「非貿易的関心事項に関する国際会議」を共催する等、積極的な活動を行った。

また、3月のWTO農業委員会特別会合で各国は原則として年末までに交渉に臨むスタンスを明らかにした提案を提出することとされたことを受け、我が国としても、国民的な合意を得ながら提案とりまとめを行うことが重要との観点から、農業交渉に関する情報提供を積極的に行うとともに、地方レベルでの意見を聞く会の開催、世論調査による国民の意識調査等を通じて国民各界各層から幅広く意見を聴取した。

それらの意見を踏まえ、12月に、「多様な農業の共存」を基本的な目標とし、農業の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保、輸出入国間のルールの不均衡の是正等を追求する観点から農業交渉上の論点毎に我が国の対応方針を明らかにした「WTO農業交渉日本提案」をとりまとめ、WTOに提出した。

### 2 統計情報の整備

農政の展開方向に即し、かつ、国民のニーズにこたえた統計情報を作成・提供するため、中長期的な展望の下に統計情報の体系的整備を進めた。

(7) 「2000年世界農林業センサス」において、農業集落調査及び林業地域調査の実査を行うとともに、平成11年度に実施した農業事業体調査等の調査結果の集計、公表等を行った。

(1) 食べ残し・廃棄の抑制等食生活の見直し・改善に向けた運動の展開等の推進

に資するため、食品製造業、食品流通業、外食産業及び家庭における食品の食べ残し・廃棄の実態の把握を行った。

(f) 農業生産の基礎である農地を良好な状態で確保するとともに、その有効活用と耕作放棄の解消に向けた取組の強化に資するため、全国一元的に遊休農地の土地条件別等の実態を調査した。

(g) 米・麦・大豆等の生産の維持・拡大を図るため、担い手となる農業経営についての経営分析調査を実施した。

(h) 農業環境施策の推進と魅力ある農村社会の形成に資するため、畜産農家等を対象とした排せつ物のたい肥化等リサイクルへの取組や、生物生息地の保全管理への取組の状況を調査した。

### 3 行政の情報化

(7) 申請・届出等について、原則として平成15年度までに、書面による手続に加え、インターネット等を利用した手続のオンライン化を図るため、「農林水産省申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」を策定した。

(4) 先端情報システムの開発とその実証・普及を通じ、農協等と地方公共団体との間の申請・報告や卸売市場における市況報告等の電子化、卸売市場間の高度情報ネットワークの構築等を図る「農林水産情報システム整備プロジェクト」を推進した。

### 4 日本新生プラン関連の取組

「日本新生プラン」については、その重要4分野とされた「IT革命の推進」、「環境問題への対応」、「高齢化対応」及び「都市基盤整備」の具体化策のうち緊急に実施すべきものに加え、生活基盤充実・防災のための施策等を盛り込んだ「日本新生のための新発展政策」が策定された。

### (1) 農林水産分野におけるIT革命の推進

IT革命の推進のため、市場情報等を迅速に伝える情報化拠点整備等を図るとともに、農業従事者等のIT活用を促進するため、セミナー、研修、アドバイザー人材の養成等を図った。また、植物防疫・動物検疫の手続に係る電算処理システムの開発等を図った。

### (2) 循環型社会の構築を目指すリサイクル・環境対策等の推進

食品廃棄物、家畜排せつ物等の有機性資源の処理・リサイクル施設の整備の促進等円滑な廃棄物処理・リサイクルに向けた取組を進めた。

### (3) 高齢者にやさしい農山漁村づくり

高齢者が楽しく暮らせる生活空間の創出のため、公共施設等のバリアフリー化を図った。

### (4) イネ・ゲノム研究等

「平成16年度を目標に、疾病予防、健康維持のための植物の高品質化によるアレルギーフリー等高機能食物及び農薬使用の少ない稲作を実現する」とするミレニアム・ゲノム・プロジェクトの実施を加速化するなど、イネ・ゲノム研究等の推進を図った。

### (5) 都市住民のニーズに応じた都市基盤の整備

豊かな生活空間づくりに資するため、卸売市場の品質・衛生管理機能等の強化に資する施設を整備するとともに、優良田園居住環境や市民農園等の整備等を図った。

## (6) 生活基盤の充実・防災のための施策

生活基盤の充実を図るため、食生活向上や食料自給率の向上に資する諸施設や基盤の整備等を図るとともに、都市と比べて立ち後れている農山漁村の生活環境の向上を図るための汚水処理施設の整備等を行った。

## 5 情報通信技術（IT）関連の取組

農林水産業の効率化・高度化及び農山漁村の振興を図るため、農林水産業・農山漁村の情報化を推進し、農業・農村情報の受発信に必要なCATV等情報通信基盤の整備、IT利用を促進するための研修の実施、インターネット等を活用した新規就農情報、生産出荷情報等各種情報の提供・活用の推進、農業委員会、森林組合等への地理情報システム（GIS）の導入の推進、漁獲情報等に関するコンピュータネットワークの整備、生鮮食料品等の取引電子化のための標準規約の開発、遺伝子情報のデータベース化、研究成果の効率的な提供システムの構築等の取組を行った。

## 6 セーフガード関連の取組

最近の国内の農林水産業及び農林水産物の輸入をめぐる状況にかんがみ、野菜等の直近の輸入動向等の状況を注視するとともに、国内農業に生じている影響について、実態把握に努めた。

このような実態把握の結果を踏まえ、ねぎ、トマト、たまねぎ、ピーマン、生しいたけ及びびいぐさ(畳表)の6品目については、平成12年11月24日に、木材(製材品及び集成材)については11月30日に政府としてのセーフガードの発動に向けた調査を開始するよう、農林水産大臣から大蔵大臣及び通商産業大臣に対し、要請を行った。

その後、3省による協議の結果、これらの品目のうち、ねぎ、生しいたけ、畳表について、12月19日に政府としての調査を開始する旨を発表し、12月22日から調査を開始した。

また、必要と判断された特定の農林水産物資について、セーフガードの検討に

必要な情報を常時収集する体制を整備した。

## Ⅶ 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

### 1 施策の評価と見直し

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、適切な時期に施策の効果の評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ施策内容等の見直しを行った。また、各府省において政策評価制度を導入し、政策評価に関する実施要領等を策定した。なお、一部府省では平成12年度から政策評価を実施に移した。

公共事業の新規採択に当たっては、費用対効果、緊急性、地元調整状況等を精査するなど、引き続き新規採択時評価を実施した。また、継続中の事業についても、再評価制度対象事業に加え、「公共事業の抜本的見直しに関する三党合意」の見直し基準等に該当する事業について再評価を行い、必要な見直しを行った。さらに、各府省において事業完了後における事業の効果等の確認を行い、その結果を今後の事業に適切に反映するため、事後評価を導入した。

### 2 財政措置の効率的かつ重点的な運用

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、財政措置の効率的かつ重点的な運用に努めた。また、類似の事業について重複投資を行わないよう、関係省庁が連携して計画的に事業を実施した。

### 3 情報の公開等

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、施策実施における透明性の確保の観点から、情報の公開及び意見の聴取に努めるほか、施策の目的、内容等について国民の理解が得られるよう、広報活動の充実等に努めた。

### 4 国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、平成12年4月1日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行されたことも踏まえ、地域の自主性と創意工夫の発揮等の観点から、国と地方が適切に役割を分担しつつ行うとともに、地域の主体的取組の推進が図られるよう地方単独施策に係る措置を講じた。

特に公共投資の分野では、民間主体の資金や能力を適切に活用する観点から、PFI手法の活用を図るとともに、地域住民、NPO、民間企業等の多様な主体の参加と連携を促進した。

### 5 国際規律との整合性

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、国際的な規律との調和を保つものとし、新たな国際的な規律の形成に際しては、我が国の立場や主張についての国際的な理解が得られるよう努めた。